

334.62
TA74
⑦

開拓資料
第六輯
大東亞共榮圈確立と滿洲開拓
第二期五箇年計畫の全貌
拓務省拓北局編



0024681-000

334.62-Ta74ウ

大東亞共榮圈確立と滿洲開拓

拓務省拓北局

昭和17

ADE



附 拓資料第六輯 (昭和十七年三月)

大東亞共榮圈確立と滿洲開拓

— 第二期五箇年計畫の全貌 —

拓務省拓北局

334.62
TA 74



目次

第一章 共榮圈確立と大東亞戦争……………一

第二章 大陸日本と日滿關係……………三

第三章 滿洲國と開拓政策……………七

第四章 開拓民送出の劃期的大計畫……………一五

第五章 第一期五箇年計畫の成果……………二三

第六章 第二期五箇年計畫の展望……………三九



附 録

第一	滿洲開拓政策基本要綱	六一
第二	滿洲開拓第二期五箇年計畫要綱	七三
第三	集團集合開拓民人口累計增加狀況	七六
第四	集團開拓農民年次別送出數調	七七
第五	集合分散商工鑛其他開拓民年次別送出數調	七八
第六	集團開拓團入植年次別作付面積調	八八
第七	集團開拓團作物種類別作付面積調	八九
第八	集團開拓團主要糧穀入植年次別町當收量調	九〇
第九	集團開拓團作物種類別收穫高調	九四
第一〇	青年義勇隊内原訓練所入所人員府縣別一覽表	九五
第一一	開拓地國民學校並ニ青年學校概況	九八

大東亞共榮圈確立と滿洲開拓

第二期五ヶ年計畫の全貌

第二章 共榮圈確立と大東亞戦争

昭和十六年七月八日、米英兩國に對する宣戰の大詔渙發によつて開始された大東亞戦争は、早くもその緒戦に於て敵國重要據點に痛撃を加へ、ハワイに、フィリッピンに、マレーにと赫々たる戦果を挙げ、敵國東洋艦隊の全滅によつて、西南太平洋を併せ、遠く印度洋に及ぶ廣茫千里の制海權を掌中に收め、香港、マニラ、シンガポール等々相次いで陥落によつて米英の東亞侵略百年の牙城も遂に覆滅するに至つた。亞細亞の國々、島々、岬々に翩翻とひるがへる日章旗の下、我が皇軍の庇護と協力によつて、東亞の諸民族はこゝに漸く暴慢なる米英の壓迫と搾取の手から解放され、

生々潑刺たる意氣に燃えて、新東亞の建設に邁進しつゝある。

しかしながら、米英兩國は、その豊富なる資源と廣大なる領土をたのんで尙も執拗なる抗戦を續けるは必然であるから、勢ひ長期戦たることを免れず、こゝに於て我々は勝つて兜の緒を締めよと誠しめ合ひ、猶一層の努力を以て國內を整備し、總力を傾注して高度國防國家を建設し、米英に最後のとゞめを刺す日まで戦ひ抜き、進み貫かなければならない。

茲に於て、皇國日本の捷利は、やがて亞細亞民族十億の捷利であり、我が「八紘爲宇」の肇國理想は、御稜威の光被ゆたけく、東亞の諸民族をして各々その所を得せしむることによつて、東亞共榮圏は確立され、世界新秩序の樹立は、人類の平和と福祉に限りなき貢獻を齎らすのである。

大東亞共榮圏の確立—これぞ我が日本民族に課せられた世界史的使命の遂行であり大御心の顯現に他ならぬのである。大東亞戦争は、實にこの理想實現のための前提ともいふべき亞細亞民族解放の烽火であり、新東亞樹立の前奏であるが、いま戦火新ら

たなる南方の捷利を前にして、眼を轉じて北方の大陸を注視するとき、東亞共榮圏の確立に對する我が日本民族の發展的使命の重要性について、更に一段と認識を深めるとき、その綜合的關聯について思ひ半ばに過ぎるものがあらう。

第二章 大陸日本と日滿關係

大陸は我が日本の生命線と謂はれる。生命線とは、讀んで字の如く、いのちの綱であり、これを断てば、大陸も日本も共に亡ぶといふ意味である。これを更に端的に云ひ表はすと、大陸と日本とは、唇齒輔車の間柄であり、共助互連の關係に立つて、共に立ち、共に榮えることが出来るといふことであり、これは大陸、殊に滿洲と日本との歴史に徴しても明らかな事實である。

日本が大陸、わけても滿洲と交渉をもつに至つたのは、遠く聖武天皇の御代、渤海國の入貢に始まり、醍醐天皇の延長年間に到るまで、奈良朝から平安朝に亙る百餘年間國交が續けられたが、渤海國の滅亡以來断絶し、明治維新以來周邊にひた寄せる國

際關係の緊迫によつて、再び重要な關係をもつに至つたのである。

即ち、明治中期の頃、歐羅巴に強武を誇つた露國は、しきりに南下を劃して滿洲に肉迫し、その野望を朝鮮にまで延ばさうとし、一方清國もまた朝鮮にその勢力を扶植すべく、その侵略を劃してゐたのである。

これに對して我が日本帝國は、自衛上先づ朝鮮に於ける清國の勢力扶植を挫折せしむべく明治二十七、八年決然立つてこれを擊破し、更に明治三十七、八年には露國と戰つてこれを破砕し、彼等の野望から滿洲を救出庇護するとともに、我が大陸に於ける自衛的據點を確保し、東洋に於ける平和維持の前衛たらしめたのであつた。日露戰爭の結果、南滿洲鐵道を割讓せしめ、長春（現在の新京）以南の支配權を獲得したことは、いまにして思へば、我が日本の國防第一線がこゝまで延長されたといふことである。

而して、古來から滿洲といふ地は諸種異民族の勢力爭奪の舞臺であり、或る時代は漢人種が勢力を振ひ、或る時代には成吉思汗の如く蒙古人種が力を伸ばし、また肅慎

族の興隆期には、契丹となり、遼、金となり、または渤海國となつたやうに、有爲轉變としてまことに目まぐるしい變遷の跡を辿つたのである。

日露戰爭後と雖もこの例に違はず、滿洲をしてたゞ單に野望的侵略の基地と化し、その民衆を搾取し國土を蹂躪して支那中央への進出を劃するやうな不徳不逞の支配をうけ、秕政、暴政の限りを盡すの徒が現れたのである。これを張作霖、張學良父子の所謂、舊東北軍閥の跳梁であつて、爲に資源は涸渴し、耕地は荒廢し、三千萬民衆は塗炭の苦しみを餘儀なくさせられたばかりか、馬賊の横行によつて治安は攪亂され、生命の安全すらも脅かされるに到つたのである。

こゝに於て、前述の通り、日清、日露の兩戰役に於て、十萬の英靈を犠牲に供し、二十億の國帑を消費して克ち得た我が日本の滿洲に於ける權益も脅威に曝され、不安に堪え兼ねた居留民は、悉く退去せざるを得ないほどの急迫した狀況に置かれたのであつた。

この緊迫した情勢の下に突如として起つた滿洲事變は、茲に豁然と活路を見出し、

新局面を打開して、大陸日本の進路に洋々たる前途を展開したのであつた。

即ち、偶々昭和六年九月十八日、柳條溝に於ける鐵路爆破事件を契機として、我が自衛權の發動による皇軍の張政權打倒の聖戰は、一舉にして、この暴戾不遜の舊東北軍閥の勢力を滿洲から敗走驅逐せしめたのであつたが、多年その秕政下に呻吟した滿洲三千萬の民衆は、期せずして立つてその獨立を叫び、日滿一致の協同運動となつて、事變勃發以來未だ半歳を出でざる昭和七年三月一日、遂に待望の滿洲國建國の宣言が布告され、我が國は終始その創業を扶翼して、同年九月十五日には滿洲國を承認し、新京において日滿議定書に調印するに至つたのである。

滿洲帝國の出現は、「八紘爲宇」の我が皇謨の顯現であり、實に東亞新秩序建設の先驅的前哨をなすものであつて、日滿不可分の一體的關係は、次に拜する滿洲國皇帝陛下の回鑾訓民詔書の一節、

「朕日本 天皇陛下と精神一體の如し、爾衆庶等更に當に仰いでこの意を體し友邦と一德一心以て兩國永久の基礎を奠定し東方道德の眞義を發揚すべし、則ち大局の

和平人類の福祉必ず致すべきなり」

との仰せにある如く、こゝに滿洲國國體の根本義が儼として存在してゐるのである。

第三章 滿洲國の开拓政策

滿洲帝國は、その建國の基調として、民族協和による道義國家の建設を理想としてゐる。

しかしながら、この理想を實現するためには、これら諸民族の間に在り、それを指導すべき中核體が絶対に必要なのである。

曩に述べた通り、滿洲國建國は、我が八紘爲宇の日本肇國理想が海を越えて大陸に於て實現した第一段階である以上、日本民族も亦、この大御心を奉戴して、海を渡つて彼地に赴き、その建國の聖業を扶翼し奉る當然の責務を帯びるのである。而してこれが民族協和の中核となり、周圍の原住民族を指導し啓發して理想を實現するには、先づ質において醇朴堅實強健なるものが、量において多量に進出移駐し、定著永住す

ることが何よりも肝要である。この目的を達成するには、萬邦無比の國體によつて撫育せられ、上に萬世一系の皇室を戴き、古來から和協同化の特性を有し、二千六百年の光輝ある傳統と歴史とによつて生育せられた日本民族の、しかも世界において最も勤勉にして己の責務に忠實なる内地農民の進出こそ、洵に適切妥當の方途であると言はねばならない。

滿洲に於ける我が開拓事業は實に斯くの如き基礎に立脚するものであるからには、斷じて他の諸外國の植民政策に見るやうな劣弱なる棄民ではないと同時に、移住地をしてたゞ單に搾取と壓制の對象とする如き功利打算を目的とするものとは、軌を同じうするものと見ることは出來ないのである。

昭和十四年十月、日本政府の滿洲開拓民審議會において決定された「滿洲開拓政策基本要綱」は、この國策的使命を端的に表現し、

「滿洲開拓政策は日滿兩國の一體的重要國策として東亞新秩序建設の爲の道義的新大陸政策の據點を培養確立するを目的とし、特に日本内地人開拓農民を中核として

各種開拓民竝に原住民等の調和を圖り、日滿不可分關係の鞏化、民族協和の達成、國防力の増強及産業の振興を期し、兼て農村の更生發展に資するを以て目的とす」と説明してゐる。

即ち本事業は、ひとり滿洲國の産業開發を促進し、文化の向上を圖り、國防の充實に資するのみならず、困難なる我國各種の問題を解決して、明朗日本の建設に貢献するものである。就中、耕地擴張の餘地殆んどなく、加ふるに人口は年々増加して一戸當り平均耕地面積は年と共に縮少細分化し、ひたすら没落の一途を辿りつつある農村にはこよなき更生の方途でなければならぬ。斯くして昭和七年約五百名の佳木斯屯墾隊が結成され、三江省樺川縣永豐鎮に入植し、片手に銃を執り片手に鋤を握つて討伐と開墾に勞苦辛酸の限りを盡して、現在の第一次彌榮村を建設したのを嚆矢として、昭和八年にはその隣縣依蘭縣湖南營に第二次千振街が、同九年には、濱江省綏稜縣北大溝に第三次瑞穗村が、次いで同十年には牡丹江省密山縣に城子河、哈達河の第四次開拓團が創設されたのであつた。

かくてこの第一次から第四次までを試験開拓民とも稱し、これは實に北滿に於ける我が開拓事業成否の試金石でもあつたもので、倅ひにしてこれら先驅者の堅忍持久の奮闘は漸やく着々と成果を收めた結果、遂に、昭和十二年度以降に於て、二十箇年百萬戸の送出計畫を決定し、爾來第四章以下に述べるやうに、所期の成績を收めて昭和十二年度から十六年度に至る第一期五箇年計畫を終了し、現在は第二期五箇年計畫の初年度に入つてゐるのである。

滿洲開拓事業の計畫は、滿洲國の出現によつて漸やく本格的に國策として採り上げられ、産業開發五ヶ年計畫及び北邊振興政策と共に、滿洲國三大國策の一として一路躍進の途上にあるものであるが、これも亦時勢の然らしむる必然の當爲とも言ふべく、嘗つて日露戰爭の直後において、時の滿洲軍總參謀長であつた兒玉源太郎大將によつて、國防的見地から鐵道經營による十箇年五十萬人の日本移民論が唱へられ、また帝國議會においては外務大臣小村壽太郎侯の移民滿蒙中心論があり、更に初代滿鐵總裁の後藤新平伯の百萬人計畫の提案など、先見の明よく今日あるを示唆したものが

あつたとは言へ、商租權による土地の取得困難に加へての排日的禁止條例の續出に遭つては、遂に如何ともなし得なかつた當時の實狀と思ひ較べて、うたた感慨に堪えないものがあらう。

次に滿洲開拓政策の實踐的大綱を一瞥すると、基本要綱の趣旨に適應すべく、

(附錄第一「滿洲開拓政策基本要綱」参照)

第一にはその特殊性に鑑みて相當集團的に入植せしむることが必要であり、一戸當りの割當面積については自家勞力を本位に耕作して且つ經濟的に成立し得る程度を目標として、自作農を創設すること。

第二に、入植前、内地又は現地に於て特殊訓練を施すこと。

第三に、政府より相當程度の補助金を支出すること。

第四に、嚴選主義を採ること。

等周到なる用意の下に實施が進められてゐるのである。

即ち、開拓團は、集團、集合、分散、義勇軍開拓團と四つに大別されるが、代表的

一三
開拓團と目すべき集團開拓團の構成を見るに、經濟・教育・衛生・治安等の考慮から、最少平均三百戸をもつて集團の單位とし、自作農による自作自給を根本義として日本の農民精神の精華を發揮し、且つ傳統的民族精神たる開拓魂の精髓に徹し得るやうに仕組まれてゐるのである。政府からの補助金としては、日本政府から一千圓が交付され、滿洲拓植公社から約二千圓（利率は大體年四分五厘、固定資金は五箇年据置二十五箇年間均等年賦償還、流通資金は五箇年据置、十箇年均等年賦償還）に互る資金の融通が受けられるのである。

かくの如く、滿洲の沃土は、日本開拓農民によつて開墾開發を待つてゐるのであるが、滿洲國の可耕面積は日本内地農耕地の約五倍餘の三千二百萬町歩に達し、その中で既耕地は約千四百萬町歩、残りの千八百萬町歩は可耕未耕地であり、延々として北滿西滿の曠野に展開されてゐるのである。

因みに、日本内地の耕地總面積は約六百萬町歩であり、その上に五百六十萬戸の農家が集密してゐるから一戸當り平均耕地は約一町歩に過ぎず、しかも農家の三割四分

を占むる百九十萬戸は一戸當り五反歩未滿の所謂五反百姓と稱する零細農家であることを思ふとき、日本開拓農民の大陸進出が、内地農村の適正規格化の促進と、滿洲に於ける産業開發、國防増強と相俟つて、如何に一石二鳥三鳥の貢獻を爲すか、窺ひ知らるゝであらう。

本章の最後として、滿洲における開拓村の構成を見ると、一開拓團は七乃至十の部落から成り、一部落は約三十戸を以て形成されてゐる。耕地割當は一戸當り約十町歩であり、それに放牧地、採草地等の共有地が附屬してゐるのである。

開拓團の行政組織は、滿洲國の街村制による地方自治制度に従つて團長中心に運用されてゐる。經濟組織としては、協同組合の制度により、信用・購買・販賣・利用等の各種事業を營み、街村協同使用地の管理利用の受託經營を行ひ、開拓民の負債償還租税公課の代納等を管掌してゐるのである。開拓團には、農産加工場、製粉醸造等の共同産業施設があり、團自體の經營によつて、生産擴充に努めつゝある。神社、寺院を始め學校、病院等も附設され福祉厚生施設の施設にも萬遺憾なきやう配慮されてゐる。

開拓團は、順序として先きに先遣隊として一部が率先入植し、施設の準備工作を終了すると次いで本隊の入植から家族招致となり、大體第二年目に於て個人住宅を完成して、形式内容共に充實されるのであるが、最近では本隊と共に家族も入植する結果、その全體的發展は著しく急速化され顯著なる躍進を示してゐるのである。

開拓團と併立して滿洲開拓政策に重要な一環を擔ふものに滿蒙開拓青少年義勇軍（現地に於ては滿洲開拓青年義勇隊と呼ぶ）の制度がある。

義勇軍の制度は、これも曩に述べた滿洲開拓の先覺者故東宮鐵男大佐の發案によつて昭和九年の秋及び十年の春に、十七、八歳の青少年三十名が烏蘇里沿岸の饒河といふ地に大和村を建設したのを創始として、昭和十三年度から本格的實施に入り、滿十六歳から十九歳までの内地青少年を内地は茨城縣の内原訓練所に於て、現地は滿洲各地の訓練所に配屬して通算三箇年間に教育訓練し、將來の開拓農民の養成を圖ると同時に、治安の確保、鐵道の警備、兵站線の擴大などについて實質的效果を收め、旁々その中より國軍の基幹を養成し、新時代の日本青少年として大陸的國民を輩出すべく、

新しい人物育成の教育練成所として着々実績を擧げつゝある。

朝な、夕な、内地及び現地の訓練所にあつて、「我等は天祖の宏謨を奉じ、心を一にして追進し、身を滿洲建國の聖業に捧げ、神明に誓つて、天皇陛下の大御心に副ひ奉らんことを期す」といふ綱領を唱和しながら、紅顔に汗して教學に、訓練に、規律的集團生活を營なむ義勇軍青少年の意氣と勇姿とに躍進大陸日本の頼母しい息吹きを感じずには居られないのである。

第四章 開拓民送出の劃期的大計畫

「日滿不可分關係を實質的に強化し、滿洲國をして健全なる發達を遂げしむる爲めには、多數の日本移民を送出し、同國の産業文化の開發に資すると共に、五族協和の理想を顯現せしむることは、我が對滿政策に最も重要なところ、翻つて我が國の實情に鑑みるに、人口増加年々百萬人に及び、資源のこれに伴はざるものあるのみならず、農村の情勢又匡救を要するの實狀なるを以て、對滿大量移民の送出は

現下の状勢に照らし最も緊要なる事項なりとす」

これは、昭和十一年八月、時の廣田内閣によつて重要國策として採り上げられた滿洲開拓民大量送出計畫の検討が進み、愈々昭和十二年度より本省に依つて實施の運びに至つた際、「滿洲移民第一期計畫實施要領」の第一頁に掲げたその概説の前半であるが、當時この史上未見の大計畫が、如何なる動機と理想とを以て計畫され、實施されやうとしてゐたかが、これに依つて判然とする。

而してこの大量送出の目標とするところは、二十年間百萬戸送出を理想とし、この期別計畫は次表の如くである。即ち開拓民を集團開拓民五十萬戸及び集合其の他五十萬戸に分ち、二十ヶ年を四期に分ち、第一期五年十萬戸とし、逐期十萬戸を遞増する計畫であつた。(表一参照)

この百萬戸が何に基いて算定されたかと言ふに、當時三千萬人であつた滿洲國人口は、二十年後には五千萬人に増加するものと推定し、その約一割たる五百萬人百萬戸の日本内地人開拓民を二十年間に入植せしめようとしたものであつて、更にこれを日

(表一)

二十箇年百萬戸入植計畫表

期別	期間	戸數	内	
			集團開拓民	其他開拓民
第一期	自昭和十二年度至同十六年度	100,000	70,000	30,000
第二期	自昭和十七年度至同廿一年度	200,000	120,000	80,000
第三期	自昭和廿二年度至同廿六年度	300,000	140,000	160,000
第四期	自昭和廿七年度至同卅一年度	400,000	170,000	230,000
計		1,000,000	500,000	500,000

本内地側から見る時は、當時の日本農家戸數約五百六十萬戸の約二割五分を占める五反歩未滿の農家の概ね半數を移住せしめようとしたものであつた。

この二十ヶ年百萬戸計畫の中、更に年次計畫として、第一期五ヶ年計畫を次の如く樹てると同時に、日滿兩國政府は、この理想實現の遺漏なきやう準備を進め、開拓民の募集、斡旋機關として滿洲移住協會、滿洲側における開拓事業の助成機關としての滿洲拓植株式會社（後の滿洲拓植公社）の育成充實を圖つた。

（表2） 第一期五箇年入植計畫表

年 數	年 度	戸 數	集 團	
			内 國	集 譯 合
1	昭和一二年度	六、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇
2	同一三年度	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
3	同一四年度	二一、〇〇〇	一五、〇〇〇	六、〇〇〇
4	同一五年度	二八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八、〇〇〇
5	同一六年度	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
合 計		一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

更にかくの如き大量性に即應するため、日本側にては分村分郷計畫の樹立發展を考慮し、滿洲側にては土地整備その他關係諸施設の擴充等に拍車をかけつゝあつた際、圖らずも昭和十二年七月、遂に支那事變の勃發を見るに至つた。蘆溝橋事件に端を發した日支間の衝突は、我が國の不擴大方針の堅持によつて東亞の平和維持を死守せんとせしにも拘はらず、頑冥不遜なる蔣政權は、日一日と戰區を擴大し、遂に北支より中支、南支にも及ぶに至つた。

このため滿洲開拓政策の上にも甚大なる影響を蒙り、遂に昭和十三年十二月前記の第一期五ヶ年入植計畫を次の如く修正するの止むなきに立ち至つた。（表3参照）

而も單なる入植計畫戸數の修正に止まらず、從來の開拓方策に根本的再検討の必要が起り、日滿兩國政府は昭和十四年一月以來、朝野各層の有識の士を集め臨時滿洲開拓民審議會を設置し、あらゆる角度より検討審議を加へたる結果、成案を得たるを以て同年十二月二十二日「滿洲開拓政策基本要綱」（附録第一参照）の閣議決定を見るに至つた。

(表3) 修正第一期五箇年入植計畫表

年次	年 度	戸 數	内 國 集 計	
			集 計	譯 合
1	昭和一二年度	六、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇
2	同 一三年度	六、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇
3	同 一四年度	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
4	同 一五年度	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
5	同 一六年度	四七、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一七、〇〇〇
合 計		一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

百萬戸送出の計畫、實施と相俟つて、第一期中、特筆に價すべきことは、滿蒙開拓青少年義勇軍制度の創設である。昭和十三年度よりは、更に優秀なる日本農民を急速且つ大量に入植せしめる計畫が進められ、その具體化したものが實にこの大陸大和民族の眞の代表となるべき、滿蒙開拓青少年義勇軍である。

滿蒙開拓青少年義勇軍の制度が實施されてから茲に九四年、第一期五ヶ年計畫の最終年度昭和十六年に於ては、總人員五萬二千七百二十三人の中一萬七千二百人が一人前の開拓農民として首途し、義勇隊開拓團を建設したのである。この恐らく世界に類のない青少年運動としての義勇軍制度の發展が、將來如何に充實した内容を展開するかは、興亞教育の進展の上にも頗る興味ある課題と言はなければならぬ。

以上の如き重要政策の轉換實施に伴ひ、日滿兩國の諸機關も益々整備され、昭和十五年度には、「開拓團法」並に「開拓協同組合法」及び「滿洲開拓青年義勇隊訓練本部官制」その他が制定され、昭和十六年度には滿洲拓植公社と滿鮮拓植株式會社とが統合され、その政策促進のため要望されてゐた機關の一元化の一端が實現された。尙ほ十七年度中、最も注目に値すべきものは、「開拓農場法」の制定、公布であつて、これは滿洲における開拓事業が今日如何に堅實に遂行され、強力に推進されつつあるかのバロメーターとも言ふべきもので、我が大和民族の大陸移動をして磐石たらしめたものである。

而も、この第一期五ヶ年間に於ける困難は、前述の支那事變の長期化によつて招來された内地側における農村人口の遞減は決定的な打撃であり、滿洲側においては移入勞働力の激減と共に、物價騰貴による開拓地經營の苦衷は並大抵のものではなく一時的話とは言へ精神的動搖もありしため建設には豫期に幾倍した困難を伴つたのである。ために、その所期の成果を收め得ぬではないかと危ぶまれさへしたが、この困難障礙を排除して、建設を遂行した開拓民と當事者との努力は、國民すべてが銘記して忘却すべからざるものである。

以上、第一期五箇年計畫の起因と、發端並びに計畫遂行中の施策の變遷の概略を述べ、併せて、その間に於ける障礙の一端に觸れたが、以下、この五ヶ年中に如何なる數字を擧げつつ建設途上を躍進したかを検討し、本冊子の眼目とする第六章の第二期五ヶ年計畫の展望臺たらしめることとする。

第五章 第一期五箇年計畫の成果

以上の如き推移を経過して、最終年度に辿り着いた第一期五ヶ年計畫は、果して如何なる実績を示したか、以下その成果について検討を進めることとする。

先づ開拓民の數について見るに、昭和十三年修正案の入植計畫數は最少限十萬戸であつたが、昭和十六年度末までに實際に入植せる數は、集團、集合その他の分散開拓民及び青少年義勇隊開拓團を合して、八萬一千三百五十戸になつてゐる。

こゝで問題になることは、入植計畫數は最少限十萬戸にも拘らず、八萬一千三百五十戸即ち八一%強に過ぎないではないかといふことである。併しこの八萬一千三百五十戸中には前章にも述べた通り、昭和十三年度から送出開始の行はれた青少年義勇軍數が含まれてはゐない。現在渡滿してゐる義勇隊總數は五萬二千七百二十三人で、そのうち一萬七千二百名が義勇隊移行開拓團として、この八萬一千三百五十に含まれてゐるが、残りの約三萬五千五百名は含まれてはゐない。故にこの残りを算入すれば、

十一萬六千八百七十三となり、結局一一七%の成績を擧げてゐるわけで、計畫を遙かに突破してゐるのである。

尙ほこの他に、昭和十六年度後半期に、大いにその機運の上昇された轉廢業者の大陸歸農と、中小工場の大移駐とが相當多數に上り、これも第一期中に入れて差支へないものである。

この渡滿入植數に就いては、渡滿入植數と、現在在滿してゐるものとが同數かといふことが問題になつて來る。事實、第七十九回帝國議會においても、本年一月の衆議院豫算委員會の席上、當局は渡滿開拓民數のみを發表して、退團者離滿歸國者を發表してゐないといふ點が論議されてゐるが、確かに第一次、第二次の集團開拓團においては、概ね六割の歩留りで、四割位は退團してゐる實狀であつた。併しその後逐年退團者離滿者は著しく減少して、今日までのものを合して總平均すれば、九〇%以上留まつてゐる状態である。これは、その土地に定着永住出來るといふ見透しをつけてゐ

る結果であつて、この事實が、五ヶ年計畫の成功を何ものよりも雄辯に物語つてゐると謂ふも過言ではなす。

五ヶ年計畫の如き劃期的な大計畫の遂行途上には幾多の障碍の横たはつてゐることは、論を俟たないが、特に昭和十五年、十六年に於いては、滿洲國が緊迫せる國際狀勢の波をうけて、準臨戰時態勢を執らねばならぬ狀勢に立ち到り、重工業以外の各産業部門が或る程度の犠牲を拂はねばならぬ時に際し、開拓民もその例に漏れず營農に専念する餘裕に乏しいと危ぶまれる状態におかれた。この懸念危惧が濃厚であつたにも拘はらず、開拓民がこれらの障碍を飛び越えて營農に力を竭くし、豫定の計畫を遂行し如何に輝かしく業績を擧げてゐるかを、營農方面より窺つて見よう。

第一に開拓團の耕地面積が如何なる速度で如何程までに擴張されたかを、こゝに各種の開拓團中最も代表的と認むべき集團開拓團を例にとつてみるに、

集團開拓團作付面積年次別

年次	戸数	作付面積			昭和八年ノ總數ヲ 一〇〇トスル割合
		總數	田	畑	
昭和八年度	三七二 ^戸	四三三 ^{町歩}	一 ^{町歩}	四三三 ^{町歩}	一〇〇
同 九年度	六五七	四六四	一	四六四	一〇七
同 一〇年度	九〇三	二、〇〇五	一七六	一、八二九	四六三
同 一一年度	一、三八三	三、四四六	四七八	二、九六八	七九六
同 一二年度	二、三六七	六、四九八	一、〇三一	五、八六七	一、五九三
同 一三年度	七、二九九	一八、八六四	二、三八二	一六、四八三	四、三四七
同 一四年度	一三、〇六一	三七、八八三	五、九四五	三一、九三八	八、七四九
同 一五年度	一九、九〇八	七三、九八六	一三、〇六三	六〇、九二三	一七、〇八七

備考 一、本表の作付面積は概ね開拓農民の自作地面積である。

右の表に依つて明かな如く、集團開拓民の作付面積は年々飛躍的に増大して、昭和十五年度末においては、七萬三千九百餘町歩に達してゐる。これを初年度の昭和八年の四百三十三町歩に比較すれば八年間に實に百七十倍の増加となつてゐる。しかも昭

和十六年度においては、更に飛躍を續けてゐるのである。

斯様な作付面積の増加の原因は、その主なるものを上げれば、第一には年を増す毎に入植戸數が増加して來たこと、第二には既に入植してゐる開拓農家の並々ならぬ努力によつて齎された一戸當り作付面積の増加とに依るものである。

然らば入植數はどれだけ増加されたかを見るに、前掲の表にも示してある如く初年度の昭和八年における三百七十二戸は昭和十五年度に到つては、一萬九千九百八戸を數へてゐる。この過去八年間における戸數増加の比率は、昭和八年を一〇〇とすれば、昭和十五年度には五、〇〇〇即ち約五〇倍に近付かんとしてゐる。この異常なる戸數増加ぶりが集團開拓團の作付面積を全面的に増加させたことは勿論であるが、ここに留意すべきことは、この昭和八年度より十五年度に及ぶ同期間における作付面積の増加率は、前記の如く一〇〇より、一七、〇八七と約百七十倍の増加であつて、入植戸數の増加と較べて遙かに高率を示してゐることである。

これを以つてみても、如何に入植農家が作付面積の擴張に不斷の努力を續けてゐる

かが自ら判るわけである。

こゝで試みに、過去の各年度における集團開拓民の作付せる平均面積を見るに、左表の如くである。

集團開拓民一戸當平均作付面積（年次別）

年次	實數	指數
昭和八年度平均	一、一六	一〇〇
同 九年度平均	一、六〇	一八六
同 一〇年度平均	二、二二	一九一
同 一一年度平均	二、四九	二一五
同 一二年度平均	二、九六	二五五
同 一三年度平均	二、五八	二二二
同 一四年度平均	二、九〇	二五〇
同 一五年度平均	四、〇五	三四九

今、前掲の表を一見してわかる如く、初年度の昭和八年度には、僅かに一戸當り一町一段六畝を耕作してゐた開拓民は、十五年度に至つては四町五畝を耕作し得るまでになつてゐる。指數で見れば、一〇〇から三四九にまで飛躍し、三倍半弱の耕地擴張を實現してゐる。

ここで特に擧げておきたいのは、水曲柳の實驗農家の營農成績である。昭和十五年三月北海道から水曲柳に入つた十八戸の實驗農家は、十五年度には一戸平均九町餘りの畑地を耕してゐるが、十六年度には、この十八戸のうち六戸が水田の實驗を行ふために他に移り、十二戸に減つたが、十二戸で尙ほ百七十二町三段四畝を耕作してゐる状態である。これを平均すれば、一戸十四町歩餘になり、年收平均五千圓に達してゐるといふ頼もしき成績ぶりである。

斯くの如き營農方面の成功の原因としては、主なるものは滿洲の氣象、風土、農業慣習等に對して習熟して來たこと、改良機械農法の普及であり、寒地農法の研究、並びに採用等に依るもので、間接的なものとしては、國內治安の平穩化と指導機關の整

備等であると見ることが出来る。

以上、入植数と、作付面積とを採り上げて、満洲開拓事業の成果が累年向上し來たつたことを見たが、然らば、それが如何なる程度のものであるかを、日本の事例と比較して検討を重ねることとする。

前に掲げた諸表は集團開拓團のみを對象としたものであるが、集團、集合開拓團及び青年義勇隊訓練所等を入れての、全開拓地の作付面積は、昭和十五年度末においては、十萬四百餘町歩に達してゐる。

これを各開拓民別に表示すれば次の如くである。

昭和十五年度開拓地作付總面積（昭和一五年度末）

種別	戸数	作付面積		比率
		總數	水田	
集團開拓民	一九、九〇八	七三、九八六	一三、〇六三	七四
集合開拓民	四、一二八	一八、二三一	四、二二二	一八
義勇隊訓練所	三七、六一九	八、二六〇	〇	八
合計		一〇〇、四七七	一七、二七五	一〇〇

註 本表の種別の外、勤勞奉仕隊、滿洲機械農場等もあるが純粹の開拓民と看做し難きためこれを省く。

今、この總面積十萬四百餘町歩を、日本の府縣のそれと比較して見ると、十萬二千九百餘町歩の作付面積を持つてゐる岐阜縣と略々同じといふことになる。同縣は、全國府縣を通じての農地面積の廣さでは第二十四位にあつてゐる。

こゝで洵に興味のあることは、岐阜縣では、前記の十萬二千九百町歩を作付するために十三萬五千餘戸といふ農家戸數を必要とし、一戸當り農家の勞働力は七反六畝の作付をやつてゐるに過ぎない。ところが滿洲開拓地の方は、前掲の十萬四百餘町歩對して四萬二千餘戸の農家を當ててゐるので、一戸當り農家の勞働力は、實に二町二反強の作付を果してゐることになる。これを岐阜縣の七反六畝に比較すれば、滿洲開拓地の農業勞働力は、岐阜縣に比べて、約三倍の効率を發揮してゐると言ふことが出来るのである。

尙ほこゝに斷つて置かねばならないことは、義勇隊訓練生は、建設、軍事、教學等の諸訓練を受けねばならぬため、營農のみに専念することが出來ない爲、訓練生二名

を農家一戸と見なして算出したことである。

次に作物關係に就いて、第一期の成果を粗上りにのせて見よう。

長期戦下の日本、共榮圈確立の重大責務を擔ふ日本の今日、明日にとつて、農産物増産は絶対不可欠のものであることは疑ひのないところである。然るに朝鮮、臺灣等の外地に於いては官民共にその増産に挺身しながらも、これら外地の生産力の遞増度は、一應の限界點に達したかの如き姿を呈し來たつたと共に、これら外地自體の文化程度の上昇に伴ふ消費量の増大は、勢ひ農産品移出量を減少せしめる傾向にあるため滿洲農業に對する日本の依存度は益々強くならざるを得なくなつてゐる。

この重大時期に直面して在滿開拓民が果してこの使命を果し得るや否やは、開拓事業の試金石ともいふべきものである故に、最終年度より更に溯つてその生産量と比較しつゝ第一期の實績を吟味して見よう。

集團開拓地主要生産品生産増大指數

年次	水稻	大豆	小麦	燕麥	粟	玉蜀黍
昭和八年度	0	100	100	0	0	0
同九年度	0	四九三	八六五	0	100	100
同一〇年度	100	一、四三三	二、九七七	100	六五九	五五三
同一一年度	二五三	三、一七七	六、四二二	五、六八二	一、三三九	一、二八三
同一二年度	四四九	六、〇一〇	一〇、一四二	一、五、七二一	一、六五一	一、九二二
同一三年度	一、二三六	一九、五三八	一六、七二一	三、八九五	五、〇四五	三、九〇九
同一四年度	三、五三三	三八、一七〇	三六、三九九	五、六、七二〇	一〇、九五二	一五、九七四
同一五年度	七、四二七	七〇、三三三	六四、五七九	一〇六、二〇一	三四、〇〇〇	六三、九三八

右表に明かな如く、集團開拓民の作物收穫量指數は累年飛躍的に増大し來たつて、昭和十五年度末に於いては、主要六品とも、著しい増産ぶりを見せてゐる。

水稻は昭和十年を一〇〇とすれば十五年には、七・四二三即ち七五倍近くにも増加

し大豆は昭和八年の一〇〇に對して七〇・三三三即ち七〇倍強にまで増産され、軍馬糧秣用として最適の燕麥は昭和十年の一〇〇に對して、一〇六・二〇二、即ち一〇六倍といふ驚くべき數字に達してゐるのである。

かやうな生産量の遞増の原因は、何に由來するか、といふに、第一は、年々著しくなつた入植戸數の増加のためであり、第二は、既入植農家の反當り收量の増加に依るものと謂ふべきであるが、第一の原因に就いては、既に耕地關係の項で、述べてあるので、これを省き、第二の原因について、少しく檢べることにする。

昭和十一年以降の、水稻、小麥、大豆の三品について、代表的開拓團に於ける、反當り收量を年次別に見るに左の如く、年を逐うて増加してゐることがわかる。これはこゝに擧げた數個の開拓團のみではなく概ね總ての開拓團に共通して現れてゐる傾向である。

代表的集團開拓團反當り收量年次別

年次	第二次千振郷			第四次二ヶ村平均			第五次四ヶ村平均		
	水稻	小麥	大豆	水稻	小麥	大豆	水稻	小麥	大豆
昭和一一年度	一、一九	〇、八九	〇、九〇	一、一三	〇、七九	一、〇四	〇	〇	〇
同 一二年度	一、三〇	〇、八九	〇、八九	一、五六	〇、六七	一、一三	一、四四	〇、七三	一、〇九
同 一三年度	一、四〇	〇、九〇	〇、九五	一、八三	〇、八六	一、一〇	一、二六	〇、六七	一、三〇
同 一四年度	二、〇〇	〇、四〇	〇、九六	二、六六	一、三〇	一、一三	二、三四	〇、八四	〇、九三
同 一五年度	三、〇〇	〇、八九	〇、九八	二、七三	一、一七	一、三三	二、九六	一、〇九	一、三三

次には、昭和十五年度に於ける、集團、集合、義勇隊等すべての種類の開拓民を通しての農産物の全生産量と、内地道府縣の生産量とを比較して、開拓地が、現在、如何なる地位を占めてゐるかを見よう。

香川縣と滿洲開拓地との生産量比較表

品種	香川縣	開拓地	香川縣開拓地ノ割合
水稻	四九七 <small>千石</small>	三一八 <small>千石</small>	六六
大豆	一八	二二二	二、六五〇
其ノ他豆類	一	一	一〇〇
小麥	五三三	六九	一三
其ノ他麥類	五一六	一一七	二三
高粱	〇	六八	六、八〇〇
粟	一	八〇	八、〇〇〇
玉蜀黍	一	六三	六、三〇〇
蕎麥	三	〇	〇
馬鈴薯	一、二一四	三、五五四	三三〇
甘藷	一、六三七	〇	〇
麻類	一	一三二	一三、二〇〇
綠肥作物	二、九三三	一五二	〇

飼料作物	茶	蔬菜	煙草
五六七	四	一一、二四五	一五二
〇	〇	一、三三〇	〇
〇	〇	〇	〇

備考 千位以下は四捨五入、千位に充たざるものは切捨、又不明のものは印とす

右の表に見る通り、米、小麥其他の麥類は香川縣が遙かに多く、他のものは開拓地の方が多いのであるがこれを差引すれば、大體似たり寄つたりと謂ふことが出来る。然らば、これだけの生産量をあげるために、どれだけの農家を要してゐるかと言ふに、香川縣では八萬五千七百七十戸であり、開拓地は、前にも示した通り四萬二千餘戸、即ち、約五〇％に過ぎないのである。これを見ても、開拓地の農業勞働力の効率が如何に優秀であるかを知ることが出来る。

こゝで、必ず反對論が飛び出して来る。滿洲開拓地を通しての全生産量が内地の一府縣のそれと同程度に過ぎないとは、餘りに少いではないかといふ反對論である。併

し、考へなければならぬことは、滿洲開拓政策二十ヶ年百萬戸計畫の中、實施第一期の五ヶ年間の入植済みの戸數は前にも示した通り、内地の一府縣の農家戸數にも足らないほど少いものであつて、絶對生産量の少いことを非難するのは當を得ないことになる。

現に、昭和十三年度の開拓地の生産數は僅かに東京府の半分に過ぎなかつたが十四年度には、東京府の全員に追いつき、十五年度には、更にこれをぬいて、香川縣に匹敵する増産狀況を示してゐることからするも、第二期第三期に對して絶大の希望をかけてゐることが決して理に外れたものでないことが判る筈である。

以上、入植數、耕地擴張、農産物增收等に就いて検討を試みたが、義勇隊と勤勞奉仕隊にも觸れねばならず、更に廣く開拓地の教育、保健、文化程度の向上等に就いてもその五ヶ年間の收穫を観るべきであるが、それらに關しては附録の諸統計と、今更で述べたことに依つて、五ヶ年計畫の成果の全般を推察思料されんことを望み、いよいよ第二期計畫の展望に進むこととする。

第六章 第二期五箇年計畫の展望

北方の據點として、十年間管々として建設に努力し來たつた盟邦滿洲國は、我が帝國が昭和十六年十二月八日以來、米英兩國の挑戦を敢然破摧し、これが大撃滅戰を展開するとともに、進んで大東亞共榮圈確立に邁進しつつあるとき、この聖業の一翼を擔ひ、北の守りとして磐石の重さを示してゐる。

滿洲開拓政策は實に此の滿洲國建設の核心をなすものとして、日滿兩國政府の異常なる努力の下に、驚異的成績を挙げつゝ十六年度を以て第一期計畫を終り、十七年度より愈々其の第二期計畫に邁進せんとするものであるが、其の間支那事變の進行と共に軍動員の強化、軍需産業、生産力擴充産業への勞務需要の飛躍的増大等に因り國內の勞務需給關係は急激に緊迫化し、更に食糧不足による國內増産の要請及び諸物資の不足等の諸事情が重積したため開拓民送出は逐次困難さを加へ來り、一部においては一時これを見合すべしとの論さへ擡頭するに至つた。

斯様な混沌とした情勢の下に第二期計畫の策定が爲されたのであるが、開拓政策に對する政府當局の態度は些かの動搖も無く、昨年十二月三十一日の閣議において、滿洲開拓第二期五ヶ年計畫要綱全案の決定を見るに至つた。また本年一月六日には畏くも 天皇陛下に對し奉り井野拓務大臣より上奏するの破格の光榮に浴したのである。一方滿洲國に於ても昨年末國務院會議を經、一月六日張國務總理及び干興農部大臣より、皇帝陛下に對し奉り上奏を了へ、こゝに日滿兩國政府は最高の形式を以て、滿洲開拓第二期計畫遂行の意志を強力に中外に闡明したのである。(附錄第二「滿洲開拓第二期五箇年計畫要綱」參照)

(一) 第二期計畫は、東亞共榮圈内における大和民族の配分布置の基本國策に照應し二十箇年百萬戸計畫と開拓政策基本要綱に則り、更に第一期五箇年計畫の實績に鑑み現下の戰時態勢に即應し、日滿兩國一體的重要國策たる使命を更に昂揚し、特に日本内地人開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亞防衛における北方據點の強化滿洲農業の改良發達及び増産促進に重點を指向することを方針として策定されたものである。

である。

惟ふに大東亞共榮圈の建設のためには、その中核たる日本の各部門に互つて其の再編成を要求されるのであるが、殊に人的資源の點より見て一層其の感を深くする。即ちこの事たるや、單に現に第一線で活躍してゐる日本人のみの力によつて成就するものではなく、後續する子孫の卓越せる力の總和によつて初めて其の建設が期待され、且つ永遠の指導力を確保し得るものである。即ち悠久にして健全なる日本民族の發展力がなければ、世界新秩序はるか東亞新秩序の建設もその實現を望むことは不可能である。こゝにおいて悠久にして健全なる日本民族の發展を期する積極的な人口政策確立の要が叫ばれ、昭和十六年一月廿二日の閣議で、人口政策確立要綱が決定されるに至つたのである。

從來の我が國の人口問題は、過剰人口對策であり、其の解決の方法として産兒制限論の如き極めて亡國的な思想が唱へられて來た。かやうな亡國的な人口政策が論ぜられてゐる間に、我が國人口の發展力は、大正九年を頂點として漸次凋落の一路を辿り、

此のまま放置する時は旺盛な民族の發展を危まれるに至つた。
 今大正九年より昭和十三年に至る内地人口の出生率、死亡率の對比表を示せば次の通りである。

年	出生率 (人口一、〇〇〇=付)	死亡率 (同上)
大正 九年	三六・一九	二五・四一
十年	三五・〇六	二二・六九
十一年	三四・一六	二二・三二
十二年	三四・九四	二二・七八
十三年	三三・七九	二一・二二
十四年	三四・九二	二〇・二七
昭和 元年	三四・七七	一九・一八
二年	三三・六一	一九・八〇
三年	三四・三八	一九・九一
四年	三三・〇〇	二〇・〇四

年	出生率 (人口一、〇〇〇=付)	死亡率 (同上)
五年	三二・三五	一八・一七
六年	三二・一七	一八・九八
七年	三二・九二	一七・七三
八年	三一・五五	一七・七六
九年	二九・九七	一八・一一
十年	三一・六三	一六・七八
十一年	二九・九二	一七・五一
十二年	三〇・六一	一六・九五
十三年	二六・七〇	一七・四四

右表によつて明らかなる如く、我が國の出生率は大正九年を頂點として漸減し初め昭和九年には三〇臺を割つて二九・九七となり、昭和十三年には事變の影響によつて二六・七〇に慘落してゐる。死亡率も同様年を逐うて低下し、大正九年二五・四一であつたものが昭和十年には一六・七八になつてゐる。事變の影響に依つて慘落した昭和十三年の出生率も世界の文明國の出生率に比較すると、第一位の高率ではあるが、こ

れは決して樂觀的材料ではなく、一度低下し始めた出生率の傾向は、自然の儘に放置する時には永久的現象となり、昔日の高率を再現することは困難となるものである。又死亡率は年々低下してゐるが、これも文明國中第一の高率となつてゐる。この出生率及び死亡率の傾向が、將來とも持續するものとして、昭和百年に至るまでの内地人口推計は次表の通りである。

昭和	總數	男	女
一〇年	六九、二五四、一四八	三四、七三四、一三三	三四、五二〇、〇一五
一五年	七三、九三九、二七八	三七、〇九三、五九七	三六、八四五、六八一
二〇年	七八、九八五、五八九	三九、六三五、五二一	三九、三五〇、〇六八
二五年	八四、三三六、四八七	四二、三二九、八〇七	四二、〇〇六、六八〇
三〇年	九〇、一〇七、四三一	四五、二五五、一七七	四四、八五二、二五四
三五年	九五、九五五、七〇一	四八、二〇九、九二三	四七、七四五、七七八
四〇年	一〇一、六〇八、五六七	五一、〇七六、八四八	五〇、五三一、七一九

四五年	一〇六、八五七、九六二	五三、七三五、九七二	五三、一二一、九九〇
五〇年	一一一、四五三、三六〇	五六、〇三三、七三五	五五、四一九、六二五
五五年	一一五、三七九、五九六	五七、九七九、五六七	五七、四〇〇、〇二九
六〇年	一一八、五五四、二〇〇	五九、五〇八、二六八	五九、〇四五、九三二
六五年	一二〇、九一四、〇一〇	六〇、六三一、一〇六	六〇、二八二、九〇四
七〇年	一二三、三二八、四九四	六一、二七五、〇五三	六一、〇五三、四四一
七五年	一二二、七四一、七七七	六一、四一四、六九二	六一、三二七、〇八五
八〇年	一二三、一八六、六八二	六一、〇六三、〇九九	六一、一二三、五八三
八五年	一二〇、七三七、七五〇	六〇、二六五、七八八	六〇、四七一、九六二
九〇年	一一八、四九二、六八五	五九、〇七三、六三九	五九、四一九、〇四六
九五年	一一五、四六五、三八六	五七、四六一、〇〇六	五八、〇〇四、三八〇
一〇〇年	一一一、七七六、七六六	五五、五三九、四〇八	五六、二三七、三四八

即ち本表に依れば、昭和三十五年と同四十年との間に、一億に達することになる。併し昭和七十五年の一二、二七〇萬を頂上として人口は減退し始め、昭和百年には昭

和五十年の人口と略ぼ同数の人口にまで低減する。尙ほ此の推算は支那事變及び大東亞戦争の影響を計算外に置いてゐるから、これらを考慮する時には我が國將來の人口の推算はもつと悲觀すべき數字になるやも知れぬ。

右のやうに現在の大和民族は僅かに七千萬餘で、それが急に何億にも増加することは到底望めないことであり、又人口政策確立要綱に掲げられた目標が達成されたとしても、昭和三十五年には僅かに一億に過ぎない。これだけの人間を以て亞細亞十億の民衆の指導をやつてゆく爲には其の一人々々が指導者として、士分としての資質を完備することが當然に要求されて来る。従つて大和民族を各地に無統制に分散し、徒に各地における少數民族化することや、又白人の熱帯移民におけるが如く氣候風土其の他社會的條件に打負けて劣等化するが如きことは、嚴にこれを避けなければならぬ。そして指導者たるに相應しい資質優秀な人間を培養する基地を確保しなければならぬ。人口政策確立要綱は資質増強の方策の一つとして、

農村が最も優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タル現状ニ鑑ミ、内地農業人口ノ一定數ノ

維持ヲ圖ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト

と唱へてゐる。農村出身の兵士の優秀なことは既に世上周知のことであるが、明治維新以降に於ける日本の急激なる商工業の發展に必要な人的資源の不斷の供給源も亦農村であつた。明治五年一月の調査によると日本の總人口は三千四百八十萬であつた。そしてその中で農林水産業に従事する者の數は有業者の總數一千七百三十二萬人の中で其の八三・七%に當る一千四百五十萬であつた。然るにそれより六十年を経た昭和五年にはどうであつたか。日本の總人口は六千四百四十五萬人となつて、此の六十年の間に約三千萬を増した。また有業者の數も此の間に一千二百三十萬を増して總數二千九百六十萬人となつたが、併し都鄙別出生率を比較すると郡部の方が斷然高率なるにも拘らず其の中で農林水産業に従事する者の數を見ると、一千四百六十九萬人で殆んど増加の跡を認めることが出來ない。此の六十年間に増加した農林水産業の數は僅かに十九萬人に過ぎなかつたのである。此の期間において増加した有業者一千二百三

十萬は總て農林水産業以外の工業、商業、交通業等の有業者であつた。このことは六十年間を通じて農山漁村に於ける人口の自然増加数の殆んどすべてが工業、商業、交通業等の都市的産業に吸収されたことを意味してゐる。都市に於ける商工業や、交通業などは、この農山漁村からの絶えざる夥しい人的資源の供給を受けて始めて今日の發展を遂げることが出来たわけである。かやうな意味で農村人口の維持育成といふことは、食糧政策の觀點のみからでなく人口政策上よりするも極めて重視すべきことであるが、上述の資料は反面よりすれば日本農業にこれ以上の發展性の無いことをも立證するものである。然るに人口政策上四割の農業人口確保といふことは、昭和三十五年人口一億政策に依ればそれ迄に千二百萬人の農業人口を増加することとなり、日本農村を現状の儘で置くとしても尙ほ千二百萬人の爲に土地を準備しなければならぬことを意味する。これを北方に求めるか南方に求めるかの問題に對し、要綱は「日滿支ヲ通ジ」と明示してあつて、これは即ち滿支の農村が氣候風土共に良質多量の民族育成に最適の地である點に鑑み、大和民族の主流は日滿支に之を置き、民族培養の

基地たらしめんとするに外ならない。勿論南方の建設に多數の日本人を送らなければならぬことは當然のことではあるが、此のやうに人的資源の大切な際には一人の日本人と雖も無駄に費してはならない。先づ人的資源の培養を圖り、事の緩急に應じて之を動員することが肝要である。第二期五ヶ年計畫は其の方針の卷頭に、滿洲農村の建設が實に日本の運命を擔ふ日本民族培養基地の建設であることを、明確に宣言したのである。

更に滿洲開拓政策は日滿兩國の一體不可分の國策であり、既に二十箇年百萬戸計畫竝に滿洲開拓政策基本要綱の閣議決定を見てゐる次第であるが、今や第二期計畫に入らんとするに當り、今後五箇年の開拓政策の根本方針として第一期五箇年計畫の實績竝に現下の事態を勘案し、特に日本内地人開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亞防衛に於ける北方據點の強化、滿洲農業の改良發達及び増産促進の諸點に重點を置き、開拓事業の完遂を期することになつたが、殊に食糧自給の出來ない民族が常に不安である點より日滿を通ずる食糧の自給自足を圖ることが現下最大の要請であり、

これが中核となつて滿洲國において増産に挺身する開拓民の責務は、眞に重大なりと云はねばならない。

次に第二期五箇年計畫の要綱に就いて簡単に説明すると、

(1) 第二期五箇年計畫の送出戸數は二十箇年百萬戸計畫を基準とし第一期計畫を通じて累計三十萬戸に達せしむるを目途としてゐる。二十箇年百萬戸計畫に於ては第一期十萬戸、第二期二十萬戸、第三期三十萬戸、第四期四十萬戸合計百萬戸となつてゐるが第一期五箇年の實行計畫が八萬一千三百五十戸となつたので二十箇年百萬戸計畫の第一期計畫數とは約二萬戸の差が生じたのである。従つて第二期計畫に於ては第一期計畫の實行計畫數と睨み合はせ一般開拓民、義勇隊開拓民を含めて二十二萬戸を計畫目標と爲したのである。

青年義勇隊に付きては明年度より五箇年間に、二萬、二萬、三萬、三萬、三萬合計十三萬を送出するを目標とすることになつた。

其の年次計畫は次の通りである。

入植計畫戸數

開拓民 二二八、六五〇戸 (内農 一九八、五〇〇戸
商工鑛其ノ他 二〇、一五〇〇戸)
義勇隊 一三〇、〇〇〇人

イ 一般開拓民第二期五箇年計畫 (義勇隊開拓民ヲ含ム)

年度	一般			内			譯		計
	開拓民	集團	集合	分散	商鑛工	義勇隊	農業	鑛工其ノ他	
昭一七	二五,〇〇〇	一六,〇〇〇	六,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	九,〇〇〇	七,〇〇〇	二,〇〇〇	三〇,〇〇〇
昭一八	二九,〇〇〇	一八,〇〇〇	七,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	九,〇〇〇	七,〇〇〇	二,〇〇〇	三〇,〇〇〇
昭一九	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二,〇〇〇	三〇,〇〇〇
昭二〇	三三,〇〇〇	二〇,〇〇〇	八,〇〇〇	四,〇〇〇	一,三〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二,〇〇〇	三三,〇〇〇
昭二一	三五,〇〇〇	二二,〇〇〇	八,〇〇〇	四,〇〇〇	一,三〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二,〇〇〇	三五,〇〇〇
計	一五〇,〇〇〇	九六,〇〇〇	三六,〇〇〇	一六,〇〇〇	五,〇〇〇	六五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一四,〇〇〇	二一八,六五〇

註、義勇隊卒業者ハ渡滿訓練生數ノ一割減トス

口 滿洲開拓青年義勇隊渡滿計畫

年度	昭和		康德		渡滿計畫人員
	和	年	康	德	
一	一七		一〇	九	二〇,〇〇〇
二	一八		一一		二〇,〇〇〇
三	一九		一二		三〇,〇〇〇
四	二〇		一三		三〇,〇〇〇
五	二二		一三		三〇,〇〇〇
計					一三〇,〇〇〇

(2) 第二期五箇年計畫を遂行するに當つては、日本内地に於けるもの、滿洲國に於けるもの、日滿兩國を通ずるもの凡てを通じ、關係機關が一貫した脈絡の下に密接に歩調を合せて総合的機能の發揮に遺憾無からしめる要があると共に、日滿兩國共に地方機構を整備充實し、開拓事業地方指導力の鞏化を期せんとするものである。

(3) 開拓民の送出は日滿一體の農業政策を強化し、兩國を通ずる適正なる農村人口の維持培養を目的とし農村の再編成を主眼とする分村計畫に依るを原則とする。方針の所で述べた様に、農村は實に民族活力の源泉であり、政治及經濟の基礎を爲すものであるが、之が健全なる發達の爲には堅實な自作中農の農村が建設されねばならぬ。その根本は一戸當耕地面積の擴大であり、内地に於ける農家戸數の減少が要請せられるが、日本民族の増殖力を維持し、堅實勤勉而も勇敢なる民族力を保つ爲には一定數の農村人口の保持が絶対に必要である。此處に日本農民の東亞共榮圏内に於ける適正なる配置の問題が起つて來るが、其の方策としては日滿を過じ保持育成すべき適正規模農家の合理的配分を目的とし、分村計畫に依るを原則としなければならぬ。そしてこの分村計畫に依り、母村と分村との緊密な連繋が圖られると共に内地の府縣と滿洲の省縣との緊密な連繋が圖られねばならぬ。所謂省縣「リンク制」である。例へば青森縣は三江省に、長野縣は北安省にと云ふ様に、送出地と入植地との連繋を村より更に省縣にまで擴大し、開拓地に地

方的特性を導入することにより送出の圓滑を期せんとしてゐるのである。

又分村計畫の達成に付ては其の實行方法を更に強化し、計畫的遂行に遺憾無きやう強力適切なる方途を講じ、以て年次別送出の責任的完遂を期せねばならぬ。拓務省に於て十七年度より實施する開拓團編成主體確立方針は、其の一つの現はれである。

尙分村計畫に依るときは、農業勞働力の減少を來し現下食糧確保の急務な時機に於て極めて不都合な事態に逢著する様に考へられるが、併し過去の實績に徴するに、例へば宮城縣南鄉村、長野縣大日向村、讀書村、香川縣栗隈村等に於ては分村計畫を行ふ前後を比較するに、其の農業生産に於て分村後も分村前と同程度以上の好成績を擧げて居るのである。

所謂内地農業勞働力の不足は、農繁期に存するのであり、之は農法、農具の改良、共同經營耕作の獎勵等に依り充分補給し得るものと考へられるのである。

時局の進展に伴ふ中小商工業者の轉廢業問題は重大な政治問題であり、滿洲歸

農運動は之に對する有力な對策として、既に數多の事例が優秀な成績を示して居るのであるが、之に付ては従來も一般開拓民よりは訓練期間を延長し、未招致家族援護を厚くし、又開拓民になるに付ても斡旋につき種々考慮し來つたのであるが、今後共に特別の考慮を拂はんとするものである。

(4) 青年義勇隊に付ては、従來郷土部隊編成方針に依り優秀な成績を收めて來たのであるが、更に現下の時局に即應すべく今後共に一層之を計畫的に遂行するやう努力し、更に訓練期間其他訓練内容及び施設に付ても改善充實し、義勇隊の育成に完璧を期せんとしてゐる。

(5) 女子に付ては従來の實績に鑑み、第二期計畫に於ては一層積極的に進出を促進する要がある。何となれば開拓民殊に十六年度より開始された義勇隊移行開拓團員に付き、益々其の配偶者を必要とするに至つてゐるからである。其の爲には女子一般に對する開拓思想の啓蒙宣傳及び教育を更に徹底せしめると共に、内地に於ける女子拓殖訓練所及び現地に於ける開拓女塾等の女子訓練施設を整備充實せ

んとするものである。

(6) 開拓事業の完遂を期する爲には、開拓民指導者を養成確保することが最も必要なことであるが、指導者の獲得は現在却々困難となつてゐる。之がため現在ある幹部訓練所その他の養成機關を速急に整備する必要があり、特に青年義勇隊員中より適格者を簡拔し、指導者として養成する方途を講ずることが、此の際適當な措置と考へられる。保健畜産指導員の補充は殊に現在の急務であるが、之が爲には一層強力有効な方途を考究しなければならぬ。

(7) 開拓地の農法に付ては開拓政策基本要綱七に於て「大陸農法ノ積極的創成ヲ目途トス」とあり、此の既定方針に則り現地に於て北海道農法實驗農家を開拓團に入れ、其の成績を見た結果、開拓地農法として北海道農法が適當であるとの結論を得、北學田、水曲柳等の開拓團の例に徴し、之が普及徹底を圖る方針である。

(8) 開拓地は滿洲國に於ける綜合立地計畫並に國防上の要請を考慮して設定し以て

國防増産の一體的推進を圖ると共に入植の實施は可及的に無駄なく行はしめる。之が爲には適地調査を能率化し土地改良事業を積極的に遂行する要がある。而して之に要する資金、資材、技術等の供給に付ては日本側より積極的に協力する。

尙交通の便不便は開拓事業の促進に決定的な影響を持つので、開拓鐵道、軌道、道路、運河及び通信の施設を計画的に實施する要あり、治安並に國防上の見地より武器及び警備の施設を充實することが必要である。斯くすることにより一方増産を圖り、他方國防に資せんとするものである。

(9) 開拓民に對する日滿兩國政府補助に付ては日滿兩國經費負擔區分は基本要綱七十二に示されて居るが更に現下、物價騰貴、資材不足、或は運賃の値上等經濟的諸條件に即應せしめ改善調整する必要がある。又開拓地の立地條件と建設經營の難易等を勘案し、補助の適正を期さねばならぬ。

(10) 滿洲拓植公社の資本金は六千五百萬圓であるが、開拓の進捗に伴ひ開拓關係資金は多額を要する關係上之が増額を要することは必須である。而して其の資金調

達に關しては社債の市場消化困難なる事情等を考慮し、日滿兩國政府に於て政府資金の融資等適當なる方途を講ずる方針である。

(11) 開拓用資材例へば建築用資材、農耕用資材等の確保は開拓民の定住並に増産の促進に關し是非必要なことである。又之を輸送する場合も現下の輸送關係の逼迫に照應し、他の民需品より優先的な取扱を期せんとするものである。

(12) 開拓地に於ける保健、衛生、教育、文化等の諸施設を改善充實することは、交通不便、文化低き北滿の地に於て開拓に従事する人々には極めて必要なことであり、斯くすることに依り開拓民の生活の安定向上を期することが出来る。

(13) 日本馬移植計畫は、開拓地農法として北海道農法を採用するに即應し、日本馬を現地に移植する必要があるので之を積極的に行ふ必要があると共に、日本馬の現地生産に付ても一段の考慮を拂ふ。

(三) 次に滿洲國に於ける農産物増産五箇年計畫と開拓五箇年計畫との關係に付いて考察すると、第二期五箇年計畫の最終年度たる康德十三年度に於て日本内地人開拓民

に依る作付總面積は一五二萬陌に達する。今、大豆、高粱、粟、包米、小麥、稻、大麥、燕麥等の主要作物に就て觀ると、其の作付面積は約九一萬陌で全滿に於ける作付面積約一八六一萬陌中の約五％に相當するが、其の主要作物の自家消費以外の餘剰量は開拓民において八七萬噸であり、全滿餘剰量三九六萬噸中の二二％を占める。而もこれを更に人口比率において觀察すると、康德十三年度において開拓民は實量四十五萬人全滿農業人口三、九八二萬人中の一、一％に相當すると推定される。故に五箇年計畫完遂後には、人口において、一、一％の開拓民が面積において全滿の五％を作付し、自家消費以外の餘剰量に付ては全滿の二二％を占めることになり、以て農産物増産計畫中に於ける開拓民の重要性を推察することが出来る。

四 上述の如く民族と食糧の基地培養を目途とする開拓事業の將來は、大東亞戰爭の勃發に依つて更に其の重要性を加へ來つたのであるが、現實の問題としては勞務需給の逼迫、國內食糧増産の要請、南方熱の擡頭等に依り、第二期に於ける開拓民の送金は相當困難なことを豫想せられる。これが爲には都市、農村の再編成の斷行、大和

民族の東亞共榮圈内への配分に關する具體策の決定が根本問題として要請せられ、更に開拓機構の充實、開拓思想の普及徹底、開拓關係者の熱意昂揚がこれに伴はなければならぬ。吾々は此處に決意を新たにし、一路開拓事業の完遂に邁進することを期するものである。

〔附錄第二〕 滿洲開拓政策基本要綱

第一 基本方針

滿洲開拓政策ハ日滿兩國ノ一體的重要國策トシテ東亞新秩序建設ノ爲ノ道義的新大陸政策ノ據點ヲ培養確立スルヲ目途トシ特ニ日本内地人開拓農民ヲ中核トシテ各種開拓民並ニ原住民等ノ調和ヲ圖リ日滿不可分關係ノ鞏化、民族協和ノ達成、國防力ノ増強及産業ノ振興ヲ期シ兼テ農村ノ更生發展ニ資スルヲ以テ目的トス

第二 基本要領

一 基本方針ニ則リ日滿兩國各分擔部門並ニ協力部門ノ各責任範圍ヲ明カナラシムルト共ニ其ノ間一貫セル脈絡ヲ保持シ以テ日滿兩國ヲ貫テ滿洲開拓政策ノ統制アル發展並ニ圓滑ナル實施ヲ期スルモノトス

二 開拓民ノ種別概ネ左ノ通トス

(一) 日本内地人(朝鮮人ハ之ニ準ズ)

(イ) 開拓農民

(ロ) 半農的開拓民(林業、牧畜、漁業等)

(ハ) 商、工、鑛業其ノ他ノ開拓民

(ニ) 開拓青年義勇隊

(11) 原住民

(イ) 國內開拓移動原住民

(ロ) 開拓民移住ニ伴フ輔導原住民

三 各種開拓民ノ數の擴充ヲ期シ其ノ調和ヲ圖リ之ガ實行ヲ促進ス

四 開拓民ノ指導ニ關シ滿洲ニ於テハ開拓政策遂行ノ一元化ヲ圖リ開拓用地ノ整備、利用開發及配分、營農方式開拓民移住、原住民輔導等ニ付刷新の方途ヲ講ジ特ニ開拓諸機構ヲ調整シ開拓民取扱ニ關スル責任分野ヲ明カナラシムルト共ニ其ノ綜合的機能ノ發揮ニ努ムルモノトス

五 開拓民ノ移住ニ付テハ各種開拓民ノ按配ヲ適切ナラシメ日本内地人開拓民ハ差當リ原則トシテ北滿方面ヲ主トスルノ外全滿ニ於ケル交通、産業開發上ノ重要地點ニ定着セシムルモ、理想トシテハ廣ク分布シ各地ニ於ケル民族協和ノ中核的分子タラシムルコトヲ期ス

尙朝鮮人開拓民ノ移住、在滿朝鮮人ノ安定、原住民ノ轉住及其ノ國內開拓移動ニ付更ニ積極的ナル助成輔導ノ方途ヲ講ズ

六 開拓用地ノ整備、利用開發、配分等ニ關シテハ概ネ左ノ要領ニ依ル

(一) 開拓用地ノ整備ニ關シテハ原則トシテ未利用地開發主義ニ依リ之ヲ國營トス

右ノ開拓用地ハ之ヲ國家ニ於テ管理シ其ノ方法ニ付テハ適宜有效適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

(二)

開拓用地ノ利用開發ニ付テハ濕地干拓、アルカリ地ノ利用、森林原野ノ開拓等ヲ積極的ニ遂行スルモノトス、特ニ治水水利、干拓事業等ノ機能及其ノ運營、取得土地ノ暫定的利用方策及開拓地區内ノ資源開發ト開拓事業トノ調整ニ着意ス

(三)

開拓用地ノ配分ニ付テハ其ノ利用區分ヲ適正ナラシムルト共ニ國又ハ開拓農家ニ配分セル土地ニ對シテハ自由ナル私有權制度ニ據ルノ適當ナラザルニ鑑ミ適切ナル規制ヲ設ケ營農ノ根據ヲ確固ニシ以テ開拓目的ニ即應スル理想的農村ノ建設ヲ庶幾ス

之ガ爲開拓農地制度ヲ確立シ其ノ適用ノ範圍ハ原則トシテ開拓用地トス

七 開拓民ノ農業經營ニ就テハ開拓地ノ自然的經濟的條件ヲ考慮シ之ニ即應スル營農型態ニ據ラシメ大陸新農法ノ積極的創成ヲ目途トス

八 日本内地人開拓農民ノ指導ニ付テハ滿洲開拓政策ノ核心トシテ特ニ其ノ哺育發達ヲ期スル爲土地、擔稅、移住型態ト民族混住、行政經濟機構、農業經營等各般ノ事項ニ付開拓目的ニ即應スル如ク基礎制度ヲ確立スルモノトス

其ノ指導概ネ左ノ要領ニ依ル

(一) 開拓用地ノ管理配分ニ付テハ國家、國及開拓農家間ノ移行關係等ヲ適切ニ規制シ農民ノ特性ニ鑑ミ土地ノ永代世襲的確保ヲ圖ルト共ニ其ノ所有型態ヲ定ム

- (一) 擔稅ニ關シテハ開拓農民及之ニ伴フ轉住原住民ニ對スル減免ノ措置ヲ講ズルト共ニ物納主義ノ併用ニ關シ考究ス
- (二) 開拓農民ノ移住型態ニ關シテハ集團、集合及分散ノ型態ニ區分シ集團型態ニ付テハ集團移住、協同經營ノ概成ヨリ進ンデ自給自足經濟ノ確立ヲ圖ルト共ニ原住民部落トノ混成村ノ完成ヲ庶幾シ集合型態ニ付テハ集團型態ニ準ジ集合部落ノ概成ヲ、分散型態ニ付テハ開拓農家ノ自立ヲ自途トシ各型態トモ原住民ヲ包容融合セシムル如クス
- (三) 開拓地ノ行政經濟機構ニ關シテハ開拓團ガ團長ヲ中心トスル農村協同體タルニ著意シ開拓事業ノ圓滑ナル遂行ニ即應スル如ク措置スルト共ニ原住民トノ共存共榮の關聯ヲ考慮シ合理的且有機的ニ滿洲國制度下ニ融合歸一セシムルモノトス
- (四) 開拓地ノ行政經濟機構ハ街村制ニ據ラシメ經濟機構ハ協同組合ヲ結成セシメ之ガ一元の運用ノ方途ヲ講ズルモ移住後概ネ五年ハ街村制其ノ他諸制度ノ適用及運營ニ付特別ノ考慮ヲ拂フト共ニ開拓地建設ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲特殊法人(假稱開拓團)ヲ結成セシメ可及の速ニ一般行政經濟機構ニ吸收移住セシムルモノトス
- (五) 其ノ他ノ開拓地ニ關シテハ原則トシテ特殊行政經濟機構ヲ構成セシムルコトナク當該地方關係機構ニ吸收セシム

- (五) 開拓政策遂行上ノ必要ニ基キ開拓團ニ指導員ヲ設クルモノトシ日滿兩國協議ノ上之ヲ定ムル様適宜措置スルモノトス滿洲國ニ於ケル諸機構上ノ公ノ身分ハ右指導員及其ノ他ノ開拓團幹部中必要ナル者ニ就キ之ヲ保有セシムルモノトス
- (六) 集團及集合開拓農民ノ農業經營ニ關シテハ家族の勤勞主義並ニ部落的協同勤勞主義ヲ目途トシ其ノ型態ニ付テハ自作農ヲ主眼トシ協同經營ヲ加味シ特ニ集團開拓農民ニ付テハ機械營農併用ノ協同經營又ハ必要ナル鮮滿人トノ合作等ニ關シ考究ス
- (七) 尙集團、集合開拓地ニ於ケル經營ニ付テハ全體的協同經營ヨリ個人經營ヘノ分化移行要領及之ガ有機的相關關係並ニ經營指導ノ要領ヲ確立ス
- (八) 分散開拓農民ノ農業經營ニ關シテハ適地適應主義ニ依リ自立自活ノ方途ヲ講ジ自作農ヲ設定スルコトニ努ム
- (九) 右各項ニ關聯シ各種協同機構、備荒制度及農業金融機構ニ付適切ナル機能ヲ整フルト共ニ農法、農機具、農產加工、副業等ニ付考究ス
- (十) 開拓農民ノ衣食住、保健及生活様式ニ關シテハ大陸的新環境ニ即應スル様適切ナル方途ヲ講ズルモノトシ適地適應主義ニ則リ其ノ綜合的改善ヲ期スルモノトス
- (十一) 醫療ニ關シテハ各地醫療機關ヲ整備シ其ノ經營ヲ合理化シ開拓民醫療ノ萬全ト醫療費負擔ノ輕減ヲ期

スルモノトス

(九) 開拓農民移住後其ノ經濟的基礎確立ニ至ル間ニ於テ死亡等ノ場合其ノ遺族等ヲ救済スル爲共濟制度ヲ設クルモノトス

(十) 移住準備ニ關シテハ開拓地ノ調査選定竝ニ其ノ設定計畫ヲ確立スルト共ニ先遣隊制度ノ運用ニ付考究スルモノトス

(十一) 前各號ニ關聯シ輔導助成ニ付更ニ適切ナル措置ヲ爲スモノトス

九 朝鮮人開拓農民ノ指導ニ付テハ開拓政策ノ方針ニ則リ全體的計畫ノ下ニ集合及分散ヲ主義トシテ輔導安定セシメ集團開拓農民ハ優秀ナルモノニ付之ヲ行ヒ差當リ朝鮮内ヨリノ移住ヲ適宜統制スルト共ニ在滿朝鮮人ノ安定ニ付考慮スルモノトス

右ニ伴フ指導一般ノ要領ハ各其ノ區分ニ應ジ日本内地人開拓農民ノ例ニ準ズルモ其ノ實情ニ鑑ミ適宜按配ヲ加ヘ其ノ目的達成ニ遺憾ナカラシムルモノトス

十 原住民ノ國內開拓移動ニ關シテハ集約的農業經營ノ指導ト相俟テ全體的計畫ノ下ニ之ヲ輔導統制ス

開拓民ノ移住ニ伴フ原住民ノ輔導ニ關シテハ開拓民ノ移住ニ依リ可成之ヲ移轉セシメザルヲ原則トシ已ムヲ得ズ移轉セシムル場合ハ物心兩方面ヨリ其ノ生活安定ノ途ヲ講ズ

十一 滿洲國產業開發計畫、軍事的建設等ト照應シ開拓農民ノ外日本内地人ノ半農的開拓民及商、工、鑛業其ノ

他ノ開拓民ノ計畫ヲ樹立シ其ノ實行ヲ促進ス

右開拓民ニ付テハ開拓農民トノ關係調整ニ留意ス

朝鮮人ニ關シテモ必要ニ應ジ之ニ準ジ處理スルモノトス

十二 開拓青年義勇隊ハ主トシテ日本内地人青少年ヲ以テ之ヲ結成シ民族協和ノ中核トシテ滿洲國ノ生成發展ニ寄與スベキ各種開拓民特ニ開拓農民ノ基底タルノ資質ヲ育成訓練シ以テ日滿不可分關係ノ鞏化ニ資スルモノトシ特ニ其ノ重要性ニ鑑ミ之ガ指導及經營ニ關スル方策ヲ確立ス其ノ要領概ネ左ノ通トス

(一) 管理運営ノ主體ヲ確定ス

(イ) 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ヲ新京ニ設置ス

(ロ) 訓練本部ハ之ヲ日滿兩國開拓關係機關ノ協力合作ニナル指導統制機關タラシメ義勇隊訓練ノ一貫的指導統轄ニ當ルモノトス

(ハ) 訓練本部長ハ日滿兩國政府ノ協議決定セル者ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

(ニ) 基本訓練所ハ訓練本部之ヲ經營スルモ其ノ指導訓練、施設、管理等ニ關シテハ前記合作各機關ノ機能ヲ有效ニ發揮セシムル様措置スルモノトス

(ホ) 其ノ他ノ訓練所ノ施設、管理及運営ハ夫々適當ナル機關ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス

(二) 訓練所ノ種別、態様ヲ確定ス

基本訓練所ト實務訓練所トニ分チ後者ヲ左ノ如ク區分ス

- (イ) 訓練修了後集團開拓農民トシテ當該訓練地ニ定着セシムルコトヲ目標トスルモノ
- (ロ) 訓練修了後開拓農民トシテ他地方へ移住セシムルコトヲ目標トスルモノ
- (ハ) 技術其ノ他ノ特殊訓練ヲ施スモノ

- (三) 日本ニ於ケル募集訓練ヨリ現地訓練及定着ニ至ル迄脈絡一貫セル指導精神ヲ保持シ内地訓練、現地各種訓練ヲ實施ス

- (四) 青年義勇隊中ニ各民族ヲ包含シ協同訓練セシムル様工夫ス

- (五) 青年義勇隊ト少年工要員ノ募集訓練ニ關シテハ統制聯繫ノ方途ヲ講ズルモノトス

- 十三 一般開拓民ノ訓練ハ其ノ心身ヲ鍛鍊陶冶シ、特ニ八紘一字ノ理想、滿洲建國ノ精神ヲ振作涵養シ滿洲開拓政策ノ本義ヲ體得セシメ併セテ開拓地ノ建設及經營ニ必要ナル技術ヲ授クルヲ主眼トス
- 其ノ訓練所ハ日本及滿洲ニ設置スルモ開拓民ノ區分ニ應ジ其ノ經營様式、訓練其ノ他ニ關シ適宜考慮ヲ加ヘ目的達成ニ遺憾ナカラシムルモノトス

- 十四 指導員ハ汎ク之ガ適格者ヲ簡拔スルモ特ニ之ガ要員ノ確保ノ爲開拓ニ關スル教育施設ノ擴充ヲ圖ルト共ニ日本及滿洲ニ訓練養成施設ヲ設置シ其ノ資質ノ向上ヲ期スルモノトス

- 十五 開拓民移住及原住民轉住輔導ニ關シテハ民族協和具現上特ニ滿洲帝國協和會ノ活動ヲ促進シ其ノ機構及運

營ハ各種開拓民ノ特性及開拓事業ノ進展等ノ實情ニ即應セシム

尙開拓民ト原住民トノ社會生活ニ於ケル民族協和ノ具現ニ付特別ナル工夫ヲ拂フモノトス

- 十六 日本ニ於テハ滿洲開拓民ノ募集、銓衡、訓練、送出、助成及保護ニ付合理的の方途ヲ講ジ特ニ官民一途ノ總力的參畫寄與ヲ圖リ努メテ資質優良ナル者ノ大量移住ノ圓滑ナル遂行ヲ期スルモノトス
- 之ガ爲特ニ措置スベキ事項概ネ左ノ通トス

- (一) 滿洲開拓ニ關スル教育ハ皇道精神ノ涵養ヲ目途トシ滿洲建國ノ本義ヲ明カナラシムルト共ニ滿洲開拓ニ關スル諸般ノ知識技能ヲ授ケ以テ旺盛ナル開拓精神ヲ培養シ社會教育ニ於テハ特ニ實踐的方面ニ留意スルモノトス

- (二) 開拓民大量送出ヲ容易ナラシメ且開拓團組織ノ健全ナル發達ヲ促進スル爲内地農村ノ恒久的の更生並ニ開拓政策ノ趣旨ニ照應シ鄉村單位ノ計畫的組織的團體移住ニ付有效適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

- (三) 負債ノ爲移住困難ナル開拓希望者ニ對シテハ其ノ負債整理計畫ノ樹立ヲ指導スルト共ニ極力負債ノ條件緩和及財産ノ有利ナル處分ノ斡旋等ニ努メ以テ移住ヲ容易ナラシムルモノトス

- (四) 開拓民ノ未招致家族ニ對シテハ能フ限り隣保相助ノ精神ニ則リ之ガ生活維持ニ努メシムルモ尙生活ヲ維持スルコト能ハザル者ニ對シテハ扶養ノ方途ヲ講ジ開拓民ノ不安ヲ除去シ滿洲開拓政策ノ順調ナル遂行ニ資スルモノトス

- 十七 旺盛ナル開拓思想ヲ培養スルト共ニ開拓地ニ於ケル人口構成ノ階調的進展ヲ期スル爲汎ク女性一般ニ對シ積極的進出ヲ鼓吹スベキ有效適切ナル施設ヲ行フモノトス
- 日本各地ニ亘リ開拓民配偶者養成施設ヲ整備スルト共ニ其ノ女子指導者ノ養成訓練施設ヲ設クルモノトス
- 十八 開拓關係機關ニ關シテハ日滿兩國夫々當該行政機構ノ整備擴充ヲ行ヒ關係機關トノ連絡ニ付適切ニ處置スルト共ニ開拓政策ニ關スル重要事項ノ處理ニ付テハ日滿兩國政府緊密ニ協議連絡スルモノトス
- 十九 開拓政策ノ調整ニ伴ヒ滿洲拓植委員會ノ運営ニ關シテハ適宜之ヲ規制スルト共ニ當該事務局ノ事務量ノ增加ニ伴ヒ必要ニ應ジ所要人員ヲ增加スルモノトス
- 右ニ伴ヒ委員、臨時委員ノ構成ニ付テハ之ヲ調整ス
- 二十 滿洲拓植公社ヲ改編シ滿鮮拓植會社ヲ統合シ其ノ機能ヲ調整スルト共ニ開拓事業ノ一元化ヲ圖リ各種開拓民ニ對スル公正ナル輔導助成ト民族協和ノ積極的達成ヲ期セシメ之ト共ニ開拓事業ニ關スル金融、物資配給等ニ付テハ全一的統制ノ下ニ各種開拓民ノ特性ニ應ジ適切ナル方途ヲ講ズルモノトス
- 二十一 滿洲開拓政策ガ日滿不可分關係ヲ基調トセルニ照シ日滿兩國ハ文化的協調、人事ノ交流、資金ノ調達、馬其ノ他ノ家畜資源、飼料原料其ノ他ノ物資ノ供給等形而上下ニ亘リ協調提携スルモノトス
- 二十二 日滿兩國間ノ負擔ニ關シテハ日滿不可分ノ關係及開拓政策ノ兩國一體の國策タルニ鑑ミ又滿洲國ニ於ケル各民族間ノ負擔ニ關シテハ開拓政策ノ趣旨及民族協和ノ本義ニ則リ各形而上下ニ於テ合理的且均衡ヲ得ル

據調整スルモノトス日滿兩國政府ノ經費負擔區分ニ關シテハ概ネ左ノ要領ニ依ル

- (一) 日本人開拓民ニ關シテハ原則トシテ日本國內ニ於テ要スル經費及簡別補助ハ日本國政府、共同補助ハ日滿兩國政府同額負擔シ滿洲國內ニ於ケル施設及助成ハ滿洲國政府之ヲ負擔ス
- 青年義勇隊ニ關シテハ日本國內ニ於テ要スル經費及渡航費ハ日本國政府ニ於テ負擔シ滿洲國內ニ於ケル施設及助成ハ日滿兩國政府同額負擔トス
- (二) 日滿兩國政府ノ補助ニ關シテハ從來ノ實績ニ徴シ其ノ程度、内容及方法ニ付合理的ニ之ヲ調整スルモノトシ開拓地ニ對シ滿洲國政府ノ行フベキ施設ハ可及的ニ移住前之ヲ整備シ置クモノトス
- 二十三 開拓民ニ對スル金融ニ關シテハ組織アル統制ノ下ニ民度及各種開拓民ノ特性ニ應ジ其ノ機構ヲ調整スルト共ニ融資ノ豊富、低廉日敏速ヲ圖ルモノトス
- 二十四 開拓地ニ於ケル子弟ノ教育ニ關シテハ滿洲ニ於ケル日滿兩國ノ教育一般方針ニ則リ且開拓政策ノ趣旨ニ照應シ教育内容、施設、經營、教師ノ養成補充等ニ付特別ノ考慮ヲ拂フモノトス
- 二十五 開拓地ニ於ケル神社、宗教及文化施設ニ付諸般ノ方策ヲ講ジ又厚生施設ニ付テハ適地適應主義ニ則リ其ノ整備ヲ期スルモノトス
- 二十六 開拓民ノ警防的意義ニ鑑ミ兵役其ノ他兵事制度ニ付考究スルト共ニ開拓國防衛ニ關スル諸施設ヲ充實スル如ク努ムルモノトス

第三 處 置

- 一 以上各種事項ニ關シ滿洲拓植公社設立ニ關スル協定書ノ了解事項、公社定款等ニ關シ適當ノ調整ヲ加ヘ尙必要ナル事項ハ日滿兩國間ノ適宜ナル取極等ヲ以テ措置スルモノトス
- 二 昭和十五年(康徳七年)ヨリ新體制ニ移行シ得ルコトヲ目途トシ所要ノ準備ヲ爲スモノトス

附 帶 事 項

基本要綱第二基本要領ノ七及八ノ(六)第一項ハ夫々左ノ各號ニ依リ考究及實施ニ當ルベキモノト認ム

- 一 開拓民ノ農業經營ハ家族的勞作主義ニ據ル獨立自營ノ組織ヲ確立スルヲ目途トシ其ノ運營上可及的多ク協同組織ヲ加味シ開拓地ノ自然的經濟的並ニ社會的事情ニ即應シテ開拓民ノ生活及經濟ノ安定ニ資シ兼テ國家的須要ナル農業生産ヲ擧グルニ適スル如キ營農型態ヲ採ラシムルモノトス
- 二 集團及集合開拓農民ノ農業經營ニ關シテハ家族的勞作主義ヲ基礎トシ全體協同經營ヨリ逐次個人經營ニ移行スルヲ原則トス但シ個人經營ニ移行後ニ於テモ可及的協同事業ヲ加味シ特ニ機械利用ノ協同作業又ハ必要ナル鮮滿人トノ合作等ニ關シ考究スルモノトス

〔附錄第二〕 滿洲開拓第二期五箇年計畫要綱

方 針

滿洲開拓政策第二期五箇年計畫ハ東亞共榮圈內ニ於ケル大和民族ノ配分布置ノ基本國策ニ照應シ二十箇年百萬戶計畫ト開拓政策基本要綱ニ則リ更ニ第一期五箇年計畫ノ實績ニ鑑ミ現下ノ戰時態勢ニ即應シ日滿兩國一體的重要國策タル使命ヲ更ニ昂揚シ特ニ日本内地人開拓民ヲ中核トスル民族協和ノ確立達成、東亞防衛ニ於ケル北方據點ノ強化、滿洲農業ノ改良發達及増産促進ニ重點ヲ指向シテ之ガ策定ヲ爲スモノトス

要 綱

- 一 第二期五箇年計畫ハ二十箇年百萬戶計畫ヲ基準トシ第一期計畫ヲ通ジ累計三十萬戶ニ達セシムルヲ目途トシ昭和十七年度以降五箇年間ニ一般開拓民、義勇隊開拓民ヲ含メ二十二萬戶ヲ計畫目標トス、青年義勇隊ニ付テハ十三萬人ヲ計畫目標トス
- 二 第二期五箇年計畫ノ遂行ニ當リテハ一貫セル脈絡ノ下ニ各關係機關ヲシテ其ノ綜合的機能ノ發揮ニ遺憾ナカラシムルト共ニ他方指導力ノ鞏化ヲ期スルモノトス
- 三 開拓民ニ付テハ日滿兩國ヲ通ズル適正ナル農村人口ノ維持培養ヲ目途トシ農村ノ再編成ヲ主眼トスル分村計畫ニ依ルヲ原則トシ母村ト分村、府縣ト省縣トノ精神的、社會的、經濟的連繫ノ緊密化ヲ圖ルト共ニ之ガ送

- 出ノ計畫的且確實ナル完遂ヲ期スルモノトス
- 時局ノ進展ニ基ク歸農開拓民ニ付テハ之ガ保護斡旋ニ付キ特別ノ考慮ヲ拂フモノトス
- 四 青年義勇隊ニ付テハ郷土部隊編成ヲ一層計畫的ナラシメ之ガ訓練内容及施設ノ改善充實ヲ圖ルモノトス
- 五 女子ニ付テハ其ノ積極的進出ヲ促進スル爲女子一般ニ對スル啓蒙宣傳及教育ヲ更ニ徹底セシメ女子訓練施設ヲ整備充實シ速急ニ開拓民配偶者ノ確保ヲ圖ルモノトス
- 六 開拓民指導ノ養成確保ニ付テハ速急ニ之ガ養成機構ヲ整備スルト共ニ特ニ青年義勇隊員中ヨリ之ガ適格者ヲ簡拔シ養成スルノ方途ヲ講ズルモノトス
- 保健畜産指導員ニ付テハ其ノ補充ニ關シ一層有效ナル方途ヲ考究スルモノトス
- 七 開拓地農法改善ニ付テハ既定方針ニ則リ之ガ普及徹底ノ積極化ニ付キ特段ノ措置ヲ講ズルモノトス
- 八 開拓地ノ設定ニ付テハ綜合立地計畫並ニ國防上ノ要請ヲ勘案スルト共ニ入植ノ實施ハ可及的集約的且效率的ナラシムルモノトス、之ガ爲適地調査ノ能率化ト土地改良事業ノ積極化トヲ圖ルト共ニ之ニ要スル資金、資材、技術等ノ供給ニ付キ日本側ニ於テ更ニ積極的ニ協力スルモノトス
- 尙開拓鐵道、軌道、道路、運河及通信ノ施設ヲ計畫的ニ實施スルト共ニ武器及警備施設ヲ充實シ以テ國防増産ノ一體的推進ニ努ムルモノトス
- 九 開拓民ニ對スル日滿兩國政府ノ補助ニ付テハ現下ノ經濟的諸條件ニ即應セシムルト共ニ開拓地ノ立地條件ト

建設經營ノ難易等ヲ勘案シ補助ノ適正ヲ期スルモノトス

- 十 滿洲拓植公社ノ資本金ニ付テハ開拓ノ進捗ニ伴ヒ所要ノ増額ヲ行フコトヲ考慮スルト共ニ資金調達ヲ圓滑ナラシムル爲日滿兩國政府ニ於テ適當ナル方途ヲ講ズルモノトス
- 十一 開拓用資材ニ付テハ之ガ確保及輸送ノ優先ヲ期スル爲特段ノ措置ヲ講ズルモノトス
- 十二 開拓地ニ於ケル保健、衛生、教育、文化等ノ諸施設ヲ改善充實シ、以テ開拓民ノ生活ノ安定向上ヲ期スルモノトス
- 十三、日本馬移植計畫ヲ本計畫ニ即應シ積極化スルト共ニ、日本馬ノ現地生産ニ付テモ一段ノ考慮ヲ拂フモノトス

備考 本計畫ノ實施ニ當リテハ各年度ニ於ケル勞務、資金、資材等ノ實情ヲ勘案シ實行計畫ヲ策定スル

モノトス

〔附録第三〕

開拓民人口累計増加状況

年次	总人口	集團開拓民		集合及分散開拓民		昭和七年ヲ一〇〇トセル各年次总人口
		人口	戸數	人口	戸數	
昭和七年	四七一	四七一	四七一	—	—	一〇〇
八年	八二〇	七九二	七九二	二八	—	一七四
九年	一、四一四	一、一六一	九二六	二五三	九〇	三〇〇
十年	二、四六四	二、〇八六	一、四〇四	三七八	一一六	五二三
十一年	四、九四九	三、七八八	二、三八一	一、一六一	三三三	一、〇五〇
十二年	六、六一二	五、一七二	三、二七七	一、四四〇	六一九	一、四〇四
十三年	一四、三六三	一一、二一六	九、三七三	三、一四七	八三八	三、〇四九
十四年	三〇、四三九	二四、八三五	一六、七六九	五、六〇四	一、九二三	六、四六二
十五年	四九、八〇七	四〇、一三五	二四、一三三	九、六七二	三、九九二	一〇、五七四
十六年	六九、一三二	五六、六六五	二六、九七六	一二、四六七	四、八〇二	一四、六七八

備考

- 一、本調査期日ハ各年共四月末日現在トス 但シ第八次乃至第十一次集團開拓團及第二次集合開拓團ニ付テハ各年度末送込數(昭和十六年度ハ九月三十日現在)ヲ計上シタリ
- 二、開原城子河ハ第十次集團、鷄西城子河ハ集合開拓民中ニ含マシム
- 三、集團中ニハ義勇隊開拓團ヲ含マズ

〔附録第四〕

集團開拓農民年次別送込數調

(昭和一六・一一・三〇現在)

次別	戸計數	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	計
第一次	五〇〇	四九三	四九四	二九八	五〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	四九三
第二次	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四九四
第三次	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九八
第四次	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇〇
第五次	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇
第六次	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇〇〇
第七次	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇〇〇
第八次	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、〇〇〇
第九次	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇
第十次	一六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、〇〇〇
第二次計	二、〇〇〇	四九三	四九四	二九八	五〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	四九三

備考

○印ハ大陸歸農開拓民ヲ示ス

〔附錄第五〕

集分商工鑛其他開拓民年次別送出數調

(昭和一六・一一・三〇現在)

區別	年度別	計畫戶數	昭和		昭和		昭和		計
			十二年和	十三年和	十四年和	十五年和	十六年和		
一、第一次集合開拓民 二、第二次集合開拓民 三、分散開拓農民 四、商工鑛其他開拓民		三、〇〇〇							
			一、〇九三						
				九〇三					
					六八九				
					二、六一五				
						二、五〇〇			
							五六〇		
								二、六一五	
									五六〇
									三、四七五
									二、九一五

〔附錄第六〕

集團開拓團入植年次別一戸當作付面積調

(昭和一六・一〇調)

年次別	次別										
	第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次	第七次	第八次	第九次	第十次	備考
昭和八年	一、二〇										
九年	一、〇〇	〇、四									
十年	一、九	三、一	一、二								
十一年	三、二	三、四	三、二	一、〇							
十二年	四、二	五、三	四、九	二、六	一、四						

年次別	昭和八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
總面積	六、九	六、七	八、二	四、六	三、八	一、六	〇、九		
水稻	五、二	九、四	七、六	六、八	六、〇	二、八	一、六		
大豆	一一、九	一一、五	九、一	七、二	六、八	三、二	二、八		
小麥	一〇、八	二〇、二	六、九	七、六	六、三	四、八	三、九		
大麥								三、八	一、三
燕麥									
高粱									
玉米									

〔附錄第七〕

集團開拓團作物種類別作付面積調

(昭和一六・一〇調)

作物別	年次別									
	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	備考	
總面積	四六、四四〇	二、〇〇、〇〇	一、七六、〇〇	一、四八、〇〇	一、九〇、〇〇	一、七〇、〇〇	一、七〇、〇〇	一、七〇、〇〇	九七、七七八、〇	
水稻	一七、二、六〇	一七、六、〇〇	一七、二、〇〇	一七、〇、〇〇	一七、〇、〇〇	一七、〇、〇〇	一七、〇、〇〇	一七、〇、〇〇	一六、〇〇八、九	
大豆	一〇、五、七〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、〇〇八、九	
小麥	一、一、二〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇、〇〇	一、一、〇〇八、九	
大麥										
燕麥										
高粱										
玉米										

第三大					第二大					次	
十五年	十四年	十三年	十二年	昭和十年	十五年	十四年	十三年	十二年	昭和十年	十五年	十四年
二二、三	三〇、〇	三三、〇	二四、〇	二七、二	三〇、〇	二〇、〇	三二、〇	九、二	三三、九	二六、五	一一、三
一一、一	七、五	六、〇	一七、五	九、三	九、〇	八、〇	八、〇	八、七	二八、五	一六、二	五、〇
六、〇	一、三	五、四	三、三	七、六	八、〇	四、〇	七、〇	八、三	九、〇	六、六	二、五
二六、五	四、〇	一四、三	四、三	一〇、一	一五、〇	一〇、〇	一四、三	一五、〇	一四、一	一一、二	三、九
一四、〇	五、〇	一一、六	一三、六	一三、一	二五、〇	一八、〇	一六、九	二八、九	二〇、〇	一五、四	二、〇
一四、〇	四、五	一一、五	一六、二	一四、七	一一、〇	一〇、〇	一五、〇	一六、六	一一、九	一一、三	八、七
一四、〇	七、〇	一二、二	三、七	六、八	一五、〇	九、〇	一四、九	一二、七	一二、二	八、四	七、〇
一四、〇		一八、〇	一〇、七	一〇、三	七、八	九、〇		八、八	一一、五	一〇、五	八、八

第一				次入植
十三年	十二年	十一年	昭和十年	年度別
二一、三	六、〇	一三、〇	一一、八	水稻(粳)
八、〇	六、五	七、九	七、一	大豆
八、〇	七、四	八、〇	六、二	小麦
一三、〇	七、五	一三、八	九、〇	大麦
一一、九	四、〇	二〇、〇		燕麦
七、七	八、一	一〇、〇		高粱
九、五	八、〇	一〇、〇	六、七	粟
一〇、〇	八、〇	一〇、〇	一〇、〇	玉蜀黍

〔附錄第八〕

集團開拓團主要糧穀入植年次別町當收量調

(昭和一六・一〇調)

其	粟	煙	蔬	麻	馬
他	草	菜	類	鈴	薯
三四、四〇	五、一〇		三一、五〇	一一、〇〇	
一四九、五〇	一六九、七〇		四、一〇	一〇、七〇	四、三〇
三三、〇〇	二八二、一〇		一八、五〇	一〇、〇〇	六〇、五〇
四三、八、〇	四八〇、六〇		二、二〇	一一、七〇	一〇、〇〇
一、一八、五、〇	一、三三、九、四、五	三、三、九、五	一、七、七、五	一一、七、八、五	二、八、一、九、五
二、一〇、九、三、九	三、一、八、一、六	一、一、一、六	二、七、七、一	一九、一、九、三	七、三、五、四、九
五、三、五、三、〇	五、七、五、二、一〇	二、九、三、五〇	四、一、四、〇、〇	五、六、八、八、〇	一、〇、九、八、六〇
六、八、六、一、六	七、六、四、八	八、八、九	一、一〇、一、一	九、四、四	二、五、八、一、一

均平別年度集						次九第	次八第	次七	
十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	昭和十年	昭和十五年	昭和十四年	十五年	十四年
一八、七	二一、二	一四、四	一四、三	一八、四	一八、六	一四、〇	二〇、二	一七、二	二〇、〇
九、七	八、七	八、五	七、八	九、七	九、四	一〇、三	一〇、〇	九、三	一三、三
七、一	五、六	四、一	六、六	七、九	七、七	七、九	四、五	六、五	五、〇
一〇、三	八、九	六、九	三、八	一三、一	一〇、五	七、八	五、四	八、四	九、七
一五、四	一三、一	八、九	一四、一	二八、九	一三、二	一四、八	一一、四	一一、五	一三、四
九、九	九、六	八、九	一〇、四	一一、一	一五、五	八、八	七、〇	九、六	一一、六
九、九	七、三	七、八	五、四	九、三	九、〇	八、五	四、四	八、〇	九、〇
九、二	九、二	一、七	六、六	八、一	五、一	八、五	五、八	九、八	九、二

第	次六第	次五第	次四第
昭和十三年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
十五年	十四年	十五年	十四年
二二、七	一六、六	一九、五	一三、八
八、八	九、二	一〇、〇	一三、三
四、二	五、七	一〇、八	七、一
一一、七	八、七	一〇、〇	一六、三
一六、五	一四、九	二二、〇	二五、七
一〇、一	七、〇	一二、〇	一一、〇
七、九	八、〇	一〇、四	一四、〇
九、八	九、〇	一四、二	一五、五

作物別	年次別					
	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
水稻	三、二八七	八、二八八	一四、七四六	四〇、六三三	一一六、四二二	三三四、一一五
大豆	三、五七一	八、〇四〇	一五、三〇六	四九、四七〇	九六、五九八	一七一、九四四
小麥	七〇石	二、五九三	五、二五七	八石	二九、八四八	五二、九五五
大麥	一四七石	一、一五五	三、五四九	五、二二三	一五、〇六三	五二、八二五
燕麥	一八七石	六二	三、四六六	九、五八七	二五、七九七	六五、〇七九
高粱	二、一七〇	八八五	九七五	三、二二六	二八、三四三	四七、二七七
粟	二、三三三	二、六三三	三、八二四	一、一六五	二五、二九七	五四、〇〇一
玉蜀黍	七六石	四〇〇	九七五	一、四〇〇	二、一九七	四七、八三三
馬鈴薯	三、〇四〇	一六七、七五〇	二、五八二	五八二、四四八	一、四〇九、四三六	二、四九七、七〇〇
麻類	實	實	實	實	實	實
蔬菜	實	實	實	實	實	實
烟草	實	實	實	實	實	實

〔附錄第一〇〕 青年義勇隊内地訓練所入所人員年度別府縣別一覽表

(昭和一六・八・三一現在)

府縣別	年度別					計
	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度		
北海道	六六九	二四八	四四	一九		九八〇
青森	三七八	一〇八	一七八	二二三		八八七
岩手	五六一	一二五	九二	三三二		一、一一〇
宮城	八三六	一六八	一五五	一一八		一、二七七
秋田	五五五	八三	二九	一〇三		七七〇
山形	一、二〇一	三七一	三〇二	四九二		二、三六六
福島	八八七	三〇〇	三二五	四六六		一、九七八
茨城	六二七	三二〇	一六七	二八九		一、四〇三
栃木	四九〇	二九六	三四四	四七一		一、六〇一
群馬	六二三	一七五	九三	三一九		一、二一〇
埼玉	四七七	一一八	二〇六	四九〇		一、二九一
千葉	一九九	一〇九	七六	九八		四八二
東京	二四八	二〇五	二一九	三〇六		九七八

大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈
 分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良

一、〇三九	六五二	八九八	二五八	三〇八	四一一	八三五	三七一	二七一	六一七	六三九	二二三	三三九	四二六	一一一
五六七	一〇三九	八九八	二五八	三〇八	四一一	八三五	三七一	二七一	六一七	六三九	二二三	三三九	四二六	一一一
一三三	二二三	一五三	七三	一四四	九〇	二五五	一八六	一一三	一九七	三八九	二二二	一四七	二二九	七四
一三三	二二三	一五三	七三	一四四	九〇	二五五	一八六	一一三	一九七	三八九	二二二	一四七	二二九	七四
八〇	三〇七	一〇二	二三	一〇五	七七	二四四	二二一	一〇七	三六二	五〇八	一三七	二七一	三二八	一二七
八〇	三〇七	一〇二	二三	一〇五	七七	二四四	二二一	一〇七	三六二	五〇八	一三七	二七一	三二八	一二七
一六七	四一五	九七	九八	一〇三	一〇二	三一〇	二九〇	四六七	五二四	七六二	二三四	一八四	四一四	一七六
一六七	四一五	九七	九八	一〇三	一〇二	三一〇	二九〇	四六七	五二四	七六二	二三四	一八四	四一四	一七六
九四五	一、九九四	一、〇〇四	一、〇九二	六一〇	五七七	一、二二〇	一、五三二	一、〇五八	一、三五四	二、二七六	一、二三二	七九二	一、二二八	四九八
九四五	一、九九四	一、〇〇四	一、〇九二	六一〇	五七七	一、二二〇	一、五三二	一、〇五八	一、三五四	二、二七六	一、二三二	七九二	一、二二八	四九八

八七

兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神
 庫阪都賀重知岡阜野梨井川山瀧川

四〇九	一九八	三三五	二六四	二四八	三六〇	四四六	五〇一	一、四九九	三九三	三一五	一、〇一八	三九一	七五七	八七
四〇九	一九八	三三五	二六四	二四八	三六〇	四四六	五〇一	一、四九九	三九三	三一五	一、〇一八	三九一	七五七	八七
二二三	二二五	二五一	一七五	一八八	二九八	二九六	二九九	六八二	一〇三	一七八	三〇〇	二二二	三三一	七二
二二三	二二五	二五一	一七五	一八八	二九八	二九六	二九九	六八二	一〇三	一七八	三〇〇	二二二	三三一	七二
二二三	三三一	一三〇	一〇八	一二〇	二〇二	三四七	三三〇	六三八	一九六	二九三	二七八	二二六	三五九	三八
二二三	三三一	一三〇	一〇八	一二〇	二〇二	三四七	三三〇	六三八	一九六	二九三	二七八	二二六	三五九	三八
二四二	二七八	二二八	二八五	二三四	二三九	五〇九	四四四	八一四	二九二	二二三	二六一	二五〇	三八一	三三
二四二	二七八	二二八	二八五	二三四	二三九	五〇九	四四四	八一四	二九二	二二三	二六一	二五〇	三八一	三三
一、〇九六	一、〇二二	九三四	八三二	七九〇	一、〇九九	一、五九八	一、五七四	三、六三三	九八四	一、〇一九	一、八五七	一、〇九九	一、八二八	二三〇
一、〇九六	一、〇二二	九三四	八三二	七九〇	一、〇九九	一、五九八	一、五七四	三、六三三	九八四	一、〇一九	一、八五七	一、〇九九	一、八二八	二三〇

八六

計	沖繩	鹿兒島	宮崎
二四、三六五	一九五	九五六	二八七
九、五〇八	一〇一	一六八	一〇一
九、六一八	七四	一八〇	一三八
一三、三五五	五七	一六四	二〇〇
五六、八四六	四二七	一、四六八	八二六

八八

〔附錄第二〕 開拓地國民學校並二青年學校年次別概況

(一) 國民學校

(年次別)	(學校數)	(兒童數)
昭和十二年前	九	四九五
十三年	二八	二、〇五三
十四年	一〇九	五、五三五
十五年	一八〇	一一、九一五
十六年(十月末現在)	二九六	二一、九一五
十七年(豫定)	四一九	三六、二六八

(二) 青年學校

(年次別)	(學校數)	(生徒數)
昭和十四年	一〇	二八〇
十五年	三〇	一、二八五
十六年(十月末現在)	六二	三、三四八
十七年(豫定)	一一二	五、四〇六



昭和十七年三月二十五日印刷
昭和十七年三月三十日發行

東京市麴町區霞ヶ關一丁目

發行者 拓務省 拓北局

東京市神田區旅籠町二ノ二

印刷者 青田伊祐

東京市神田區旅籠町二ノ二

印刷所 廣業館

334.62
TA74



